

【資料 2】

協議（2）

第3期金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（案）について

第3期 金ヶ崎町 子ども・子育て支援事業計画

〔案〕

令和7年3月

金ヶ崎町

目 次

I 総論	1
第1章 計画概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	4
3. 計画の策定方法	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の進捗管理	5
第2章 金ケ崎町の現状	6
1. 少子化の動向	6
2. 家族や地域の状況	14
3. 母子保健の状況	18
4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向	23
5. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果等の概要	34
6. 第2期計画の評価	44
第3章 計画の基本的考え方	51
1. 基本理念	51
2. 基本的な視点	51
3. 基本目標	53
4. 重点プロジェクト	56
5. 計画の指標	57
6. 計画の体系	58
II 各論	59
第1章 施策の展開	60
基本目標1 地域における子育て支援の充実	60
基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進	64
基本目標3 教育環境の整備と健全育成の充実	68
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	72
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進	74
基本目標6 支援を必要とする子どもへの取組の充実	75
第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	82
1. 教育・保育提供区域	82
2. 子どもの数の推計	83
3. 見込み量の算出方法について	84
4. 教育・保育給付	86
5. 地域子ども・子育て支援事業	88
資料編	101
1. 金ケ崎町子ども・子育て会議条例	102
2. 金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿	103

I 総論

第1章 計画概要

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、子育て世代の負担や不安、孤立感が高まり、社会全体で支える子育ての体制が一層重要となっています。

金ケ崎町（以下、「本町」という。）では、こうした課題に対応するため、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」、令和2年3月に「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」を策定し、（1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（2）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（3）地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的な子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。

その後、国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足するとともに、「こども基本法」に基づき、子どもの権利を最優先に考えた「こどもまんなか社会」を目指す政策が推進されています。地方自治体には、これらの政策を踏まえ、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を実現することが求められています。

本町では、第1期計画及び第2期計画の成果と課題を整理し、より一層の子ども・子育て支援の充実を図るため、「第3期金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定します。本計画に基づき、地域全体で子どもを育む環境の整備を進め、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

■国の動向

児童福祉法等の改正 （令和4年6月改正）	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う	・市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努める。 ・身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。 ・支援を要するこどもや妊産婦等を対象に支援計画（サポートプラン）作成する。 ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を新設する。等
「新子育て安心プラン」の策定（令和2年12月）	令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備	・地域の特性に応じた支援 ・魅力向上を通じた保育士の確保 ・地域のあらゆる子育て資源の活用

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年6月改正）	こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと等、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにする。	・こども大綱（令和5年12月）により、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に題名及び条文を変更 ・解消すべき「こどもの貧困」を具体化。 ・基本理念では、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」を明記
子ども・子育て支援法（令和6年10月改正）	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設	・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 （児童手当の拡充、妊婦への支援給付創設） ・全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 （妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備 等） ・共働き・共育での推進 ・子ども・子育て支援特別会計の創設 ・子ども・子育て支援金制度の創設
こども基本法（令和5年4月施行）	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的と定める	・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・関係者相互の有機的な連携の確保 ・この法律・児童の権利に関する条約の周知 ・こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

■本町の動向

総合計画	・健康増進 ・児童福祉 ・障がい者（児）福祉 ・学校教育	・母子保健、子育て支援、放課後児童、児童虐待防止 ・障がい児生活支援 ・幼児教育、義務教育、英語教育、特別支援教育
まち・ひと・しごと創生総合戦略、男女共同参画計画、教育振興基本計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者福祉計画 等 関連する計画との整合性		

2. 計画の性格

本計画は、本町における子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画です。

次の計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、金ケ崎町総合計画や教育振興基本計画など関連計画と整合を図りながら推進します。

◇子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

◇次世代育成支援地域行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

◇子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策推進法第9条）

◇母子保健計画

また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」を踏まえ、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦の健康を支援するものです。

3. 計画の策定方法

子どもの保護者など本計画の対象者、子育て事業・教育・保育の関係者などの意見を反映するとともに、開かれた計画策定体制で取り組むため、次のとおりの経過を経て本計画を令和5年度から6年度にかけて審議、策定しました。

（1）アンケート調査・ヒアリング調査の実施

子ども及び子育て世帯等に対して、本町が取り組むべき課題や施策の方向性等のニーズ及び教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の「量の見込み」等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

また、本計画の対象者・子育て事業等関係者へのヒアリング調査も実施しました。

（2）金ケ崎町子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの委員で構成する「金ケ崎町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

（3）パブリックコメントの実施

広く一般から意見を募り、その意見を反映することにより、計画の公正さの確保と透明性の向上を図ることを目的としてパブリックコメントを実施しました。

4. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画とが大きく乖離する等の場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

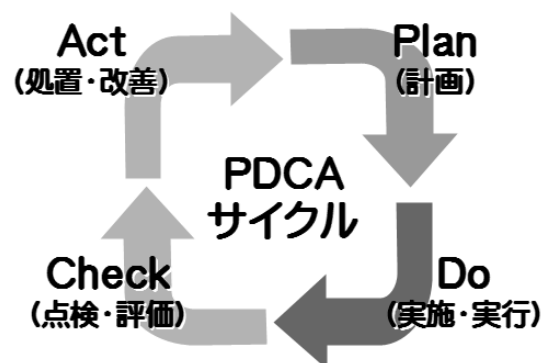
【各年度】

令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
第2期計画														
					第3期金ケ崎町 子ども・子育て支援事業計画 (本計画)									
										第4期計画				

5. 計画の進捗管理

本計画で定めた内容を年度ごとに点検・評価し、その結果を「金ケ崎町子ども・子育て会議」に報告します。

また、会議からの提言を事業に反映させるため、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Act）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。



第2章 金ヶ崎町の現状

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は平成 17 年までは増加を続けていましたが、平成 22 年以降は減少に転じ、令和 6 年は 15,102 人となっています。

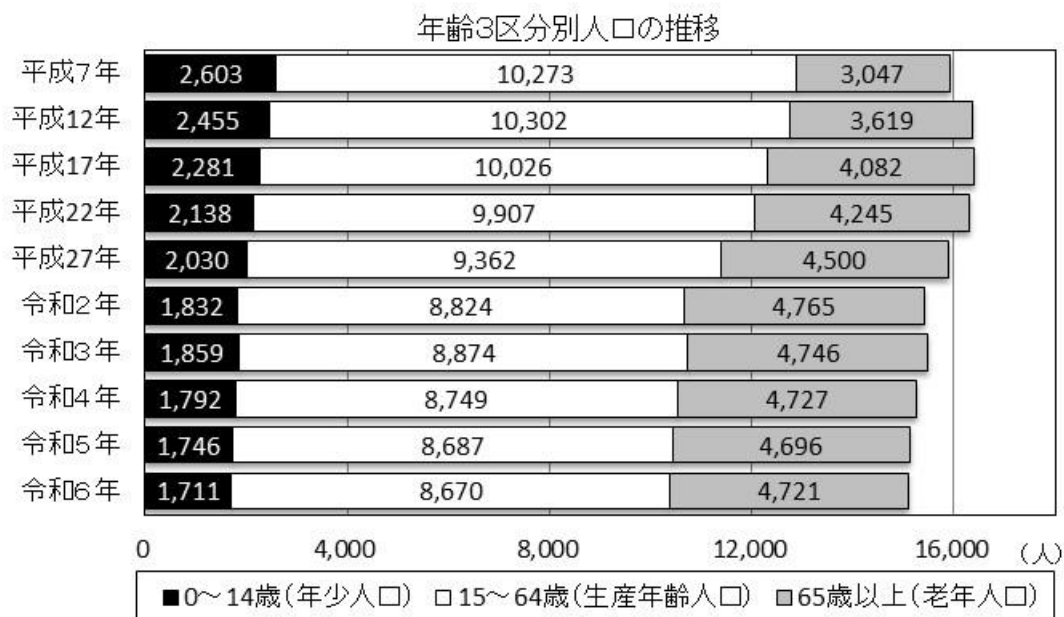
年齢 3 区分ごとの推移をみると、「0～14 歳（年少人口）」と「15～64 歳（生産年齢人口）」は概ね減少を続け、令和 6 年の「年少人口」は 1,711 人、「生産年齢人口」は 8,670 人となっています。これに対し「65 歳以上（老年人口）」は令和 2 年までは増加を続け、それ以降は緩やかに減少しています。

年齢 3 区分別人口の推移

(単位: 人、%)

年度	総人口	年齢区分			
		0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上 (老年人口)	年齢不詳
平成 7 年	15,923	2,603 (16.3)	10,273 (64.5)	3,047 (19.1)	0
平成 12 年	16,383	2,455 (15.0)	10,302 (62.9)	3,619 (22.1)	7
平成 17 年	16,396	2,281 (13.9)	10,026 (61.1)	4,082 (24.9)	7
平成 22 年	16,325	2,138 (13.1)	9,907 (60.8)	4,245 (26.1)	35
平成 27 年	15,895	2,030 (12.8)	9,362 (58.9)	4,500 (28.3)	3
令和 2 年	15,421	1,832 (11.9)	8,824 (57.2)	4,765 (30.9)	114
令和 3 年	15,479	1,859 (12.0)	8,874 (57.3)	4,746 (30.7)	0
令和 4 年	15,268	1,792 (11.7)	8,749 (57.3)	4,727 (31.0)	0
令和 5 年	15,129	1,746 (11.5)	8,687 (57.4)	4,696 (31.0)	0
令和 6 年	15,102	1,711 (11.3)	8,670 (57.4)	4,721 (31.3)	0

資料:「住民基本台帳年齢別人口統計」住民課(令和 2 年までは「国勢調査」)



(2) 出生の動向

本町の出生数は、増減を繰り返しながら緩やかに減少しており令和4年には97人となっています。

出生率¹も減少傾向にあり、令和4年に6.4となっています。

合計特殊出生率²は、本町は全国・岩手県よりも各年で上回っており、令和4年は1.74と近年では高めとなっています。

合計特殊出生率については一般に自然増と自然減との境目は2.08程度といわれていますが、全国、岩手県、本町をみても2.08を下回っています。

出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

(単位:人)

		平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
出生数		143	144	143	123	113	106	90	97
出生率(人口1,000対)		9.0	8.8	8.7	7.5	7.1	6.8	5.8	6.4
合計特殊 出生率	金ヶ崎町	1.77	1.54	1.60	1.59	1.65	1.81	1.69	1.74
	岩手県	1.69	1.51	1.51	1.50	1.52	1.49	1.46	1.40
	全国	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26

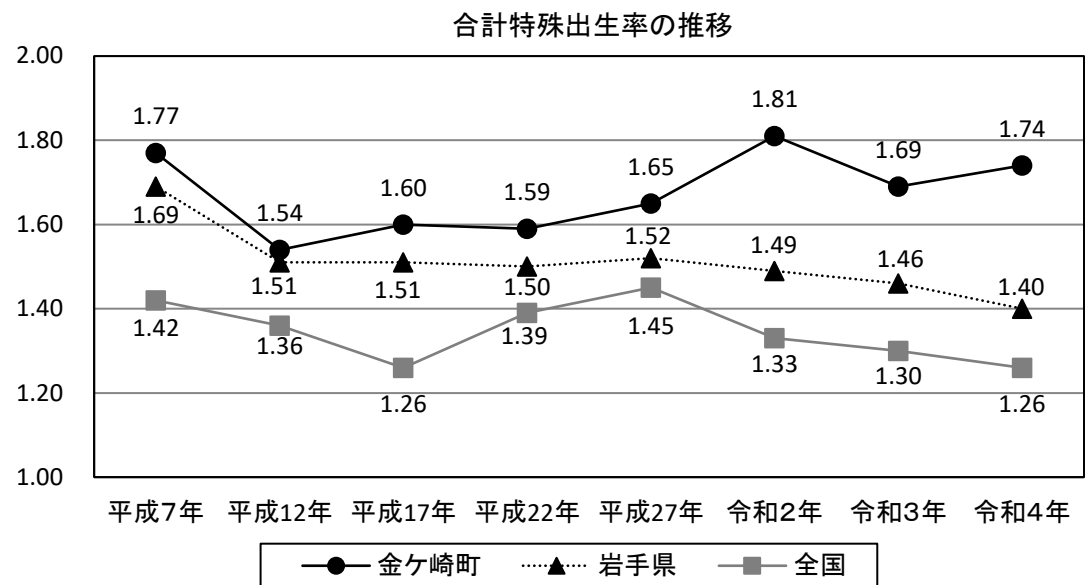
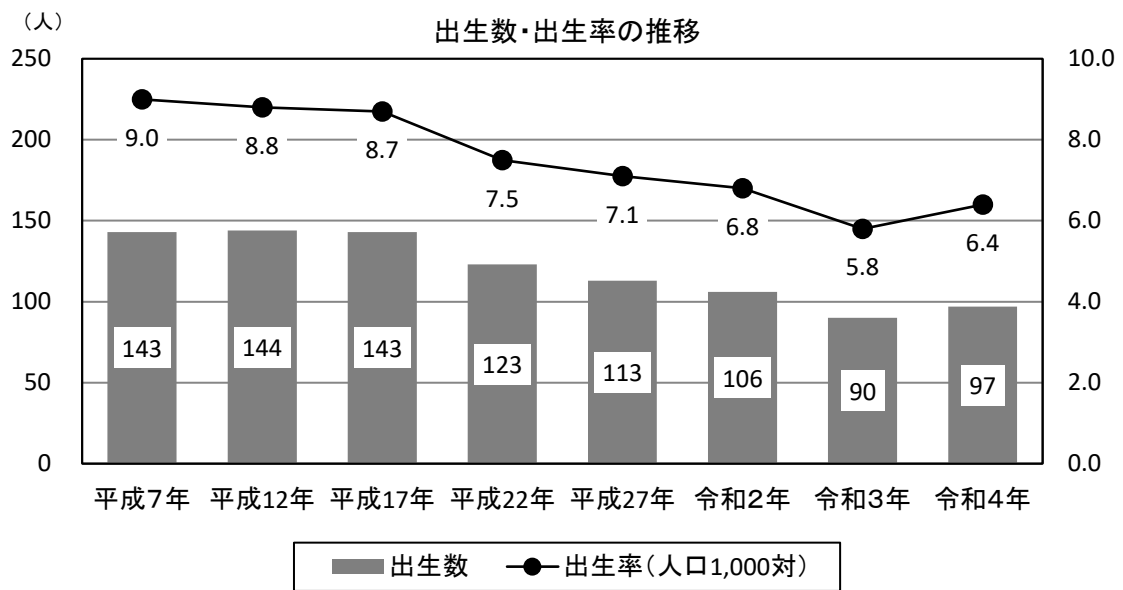
資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年は「岩手県衛生年報」)

1 「出生率」人口1,000人あたり、どのくらいの人数が生まれたかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

出生率＝(年間の出生数／人口)×1,000 (厚生労働省 人口動態調査Q&Aより)

2 「合計特殊出生率」15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとする子どもの数に相当します、WHOの定義をもとに算出しており、国際比較にも用いられます。

合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数／年齢別女性人口)の15歳から49歳までの合計 (厚生労働省 人口動態調査Q&Aより)



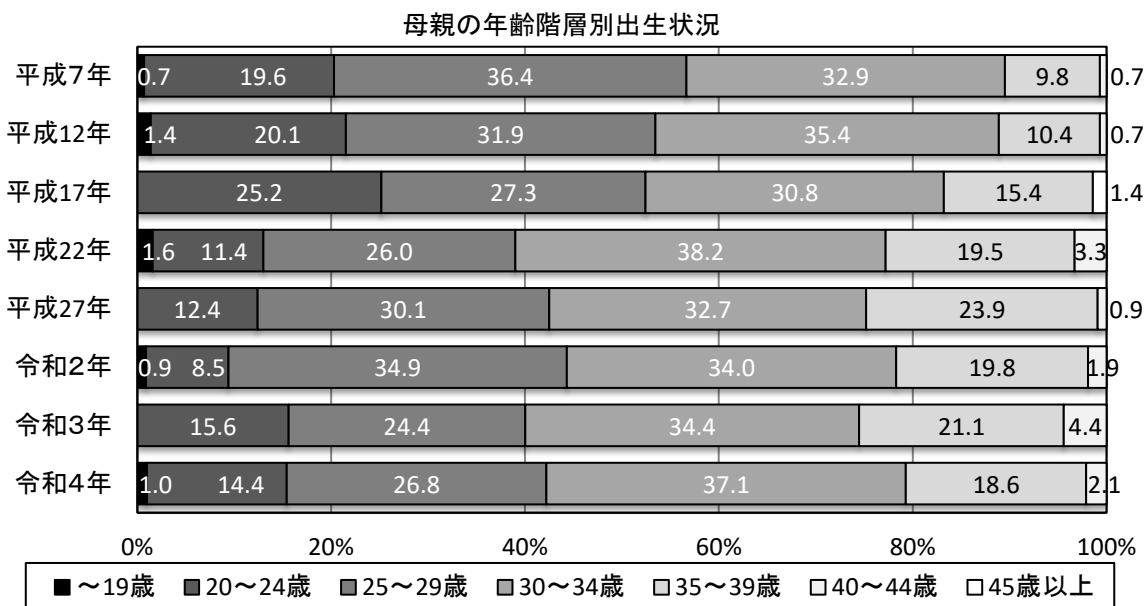
母親の年齢階層別出生状況をみると、各年によって傾向が異なりますが、近年では比較的高齢での出産の割合が増加しています。

母親の年齢階層別出生状況

(単位:人、%)

	出生数	～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳以上
平成7年	143	1 (0.7)	28 (19.6)	52 (36.4)	47 (32.9)	14 (9.8)	1 (0.7)	0 (0.0)
平成12年	144	2 (1.4)	29 (20.1)	46 (31.9)	51 (35.4)	15 (10.4)	1 (0.7)	0 (0.0)
平成17年	143	0 (0.0)	36 (25.2)	39 (27.3)	44 (30.8)	22 (15.4)	0 (0.0)	2 (1.4)
平成22年	123	2 (1.6)	14 (11.4)	32 (26.0)	47 (38.2)	24 (19.5)	4 (3.3)	0 (0.0)
平成27年	113	0 (0.0)	14 (12.4)	34 (30.1)	37 (32.7)	27 (23.9)	1 (0.9)	0 (0.0)
令和2年	106	1 (0.9)	9 (8.5)	37 (34.9)	36 (34.0)	21 (19.8)	2 (1.9)	0 (0.0)
令和3年	90	0 (0.0)	14 (15.6)	22 (24.4)	31 (34.4)	19 (21.1)	4 (4.4)	0 (0.0)
令和4年	97	1 (1.0)	14 (14.4)	26 (26.8)	36 (37.1)	18 (18.6)	2 (2.1)	0 (0.0)

資料:「岩手県保健福祉年報」(平成7年は「岩手県衛生年報」)



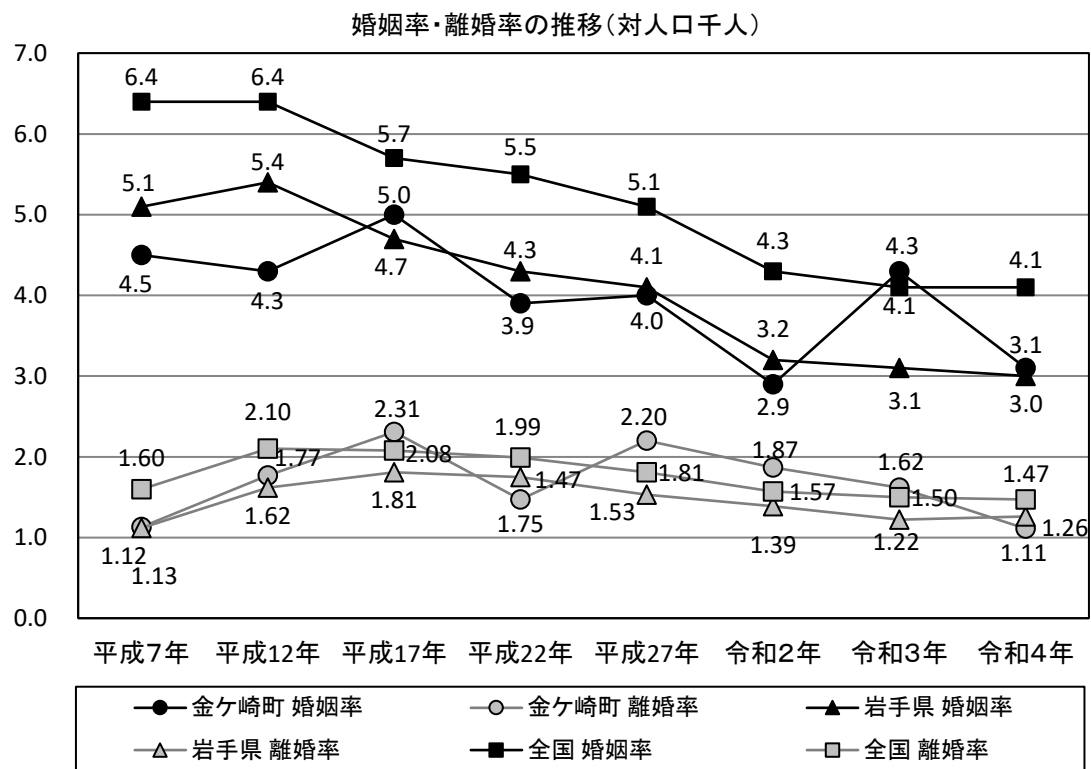
(3) 婚姻の動向

本町の令和4年の婚姻率³は 3.1 となっており増減を繰り返しながら減少傾向です。また、岩手県の3.0よりは上回っていますが、全国の4.1と比べると下回っています。本町の離婚率は1.11と岩手県の1.26、全国の1.47に比べて下回っています。

婚姻率・離婚率の推移(対人口千人)

	金ヶ崎町				岩手県		全国	
	婚姻率	件数	離婚率	件数	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成7年	4.5	72	1.13	18	5.1	1.12	6.4	1.60
平成12年	4.3	71	1.77	29	5.4	1.62	6.4	2.10
平成17年	5.0	82	2.31	38	4.7	1.81	5.7	2.08
平成22年	3.9	64	1.47	24	4.3	1.75	5.5	1.99
平成27年	4.0	73	2.20	35	4.1	1.53	5.1	1.81
令和2年	2.9	45	1.87	29	3.2	1.39	4.3	1.57
令和3年	4.3	67	1.62	25	3.1	1.22	4.1	1.50
令和4年	3.1	48	1.11	17	3.0	1.26	4.1	1.47

資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)



- 3 「婚姻率・離婚率」人口1,000人あたりで、どのくらいの方が婚姻、または離婚したかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。
- 婚姻率・死亡率＝(年間の件数／人口)×1,000 (厚生労働省 人口動態調査 Q&A より)

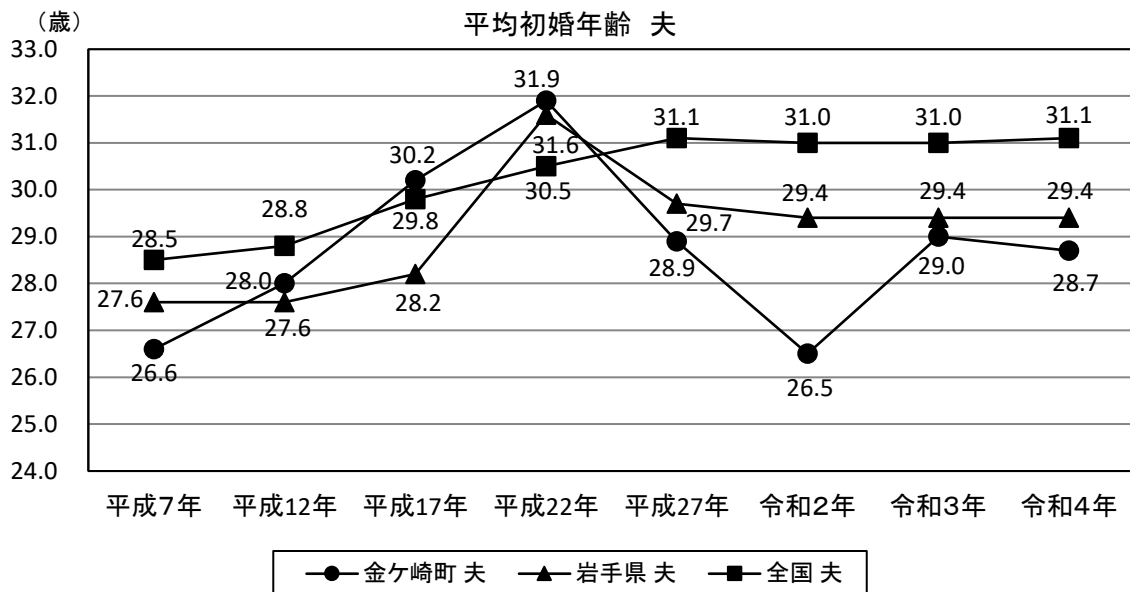
本町では、夫の平均初婚年齢は平成7年に26.6歳でしたが、令和4年には28.7歳となり2.1歳上昇しています。妻は平成7年に25.3歳でしたが令和4年には27.4歳となり2.1歳上昇し、男女とも初婚年齢が上昇しています。岩手・全国を見ると、平成7年から令和4年にかけて、夫よりも妻の方が初婚年齢の上昇する幅が大きくなっています。

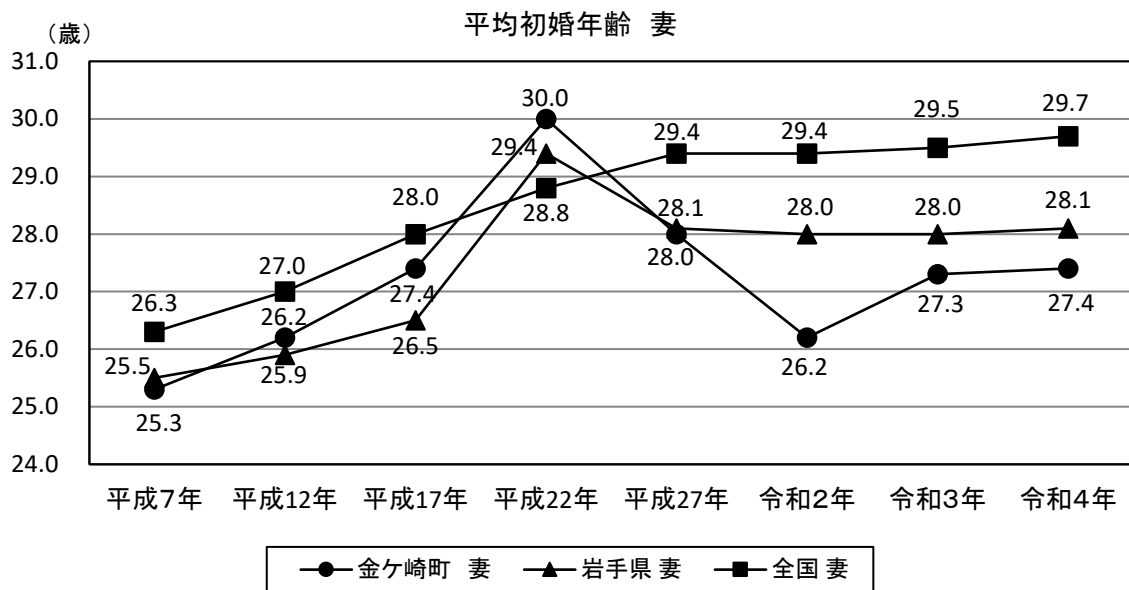
平均初婚年齢

(単位: 歳)

	金ケ崎町		岩手県		全国	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
平成7年	26.6	25.3	27.6	25.5	28.5	26.3
平成12年	28.0	26.2	27.6	25.9	28.8	27.0
平成17年	30.2	27.4	28.2	26.5	29.8	28.0
平成22年	31.9	30.0	31.6	29.4	30.5	28.8
平成27年	28.9	28.0	29.7	28.1	31.1	29.4
令和2年	26.5	26.2	29.4	28.0	31.0	29.4
令和3年	29.0	27.3	29.4	28.0	31.0	29.5
令和4年	28.7	27.4	29.4	28.1	31.1	29.7

資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)





未婚率⁴をみると、本町の男性は「20～24 歳」「25～30 歳」「35～39 歳」で岩手県、全国よりも未婚率が上回っており、「20～24 歳」では 92.69%、「25～30 歳」では 70.36%、「35～39 歳」は 40.21%が未婚となっています。

女性の未婚率は、岩手県・全国に比べて低い傾向にあります。

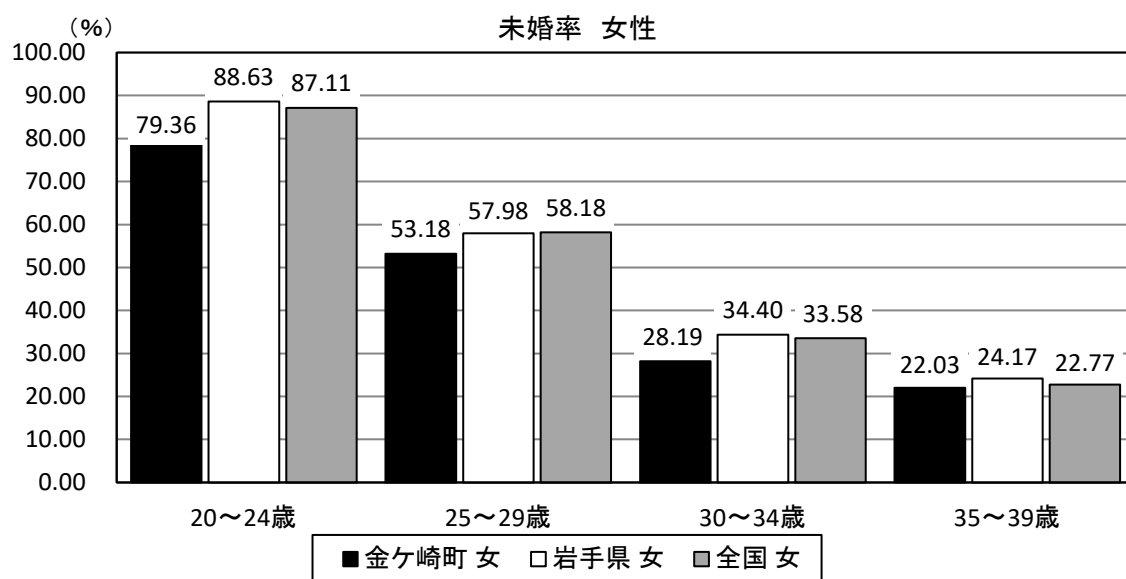
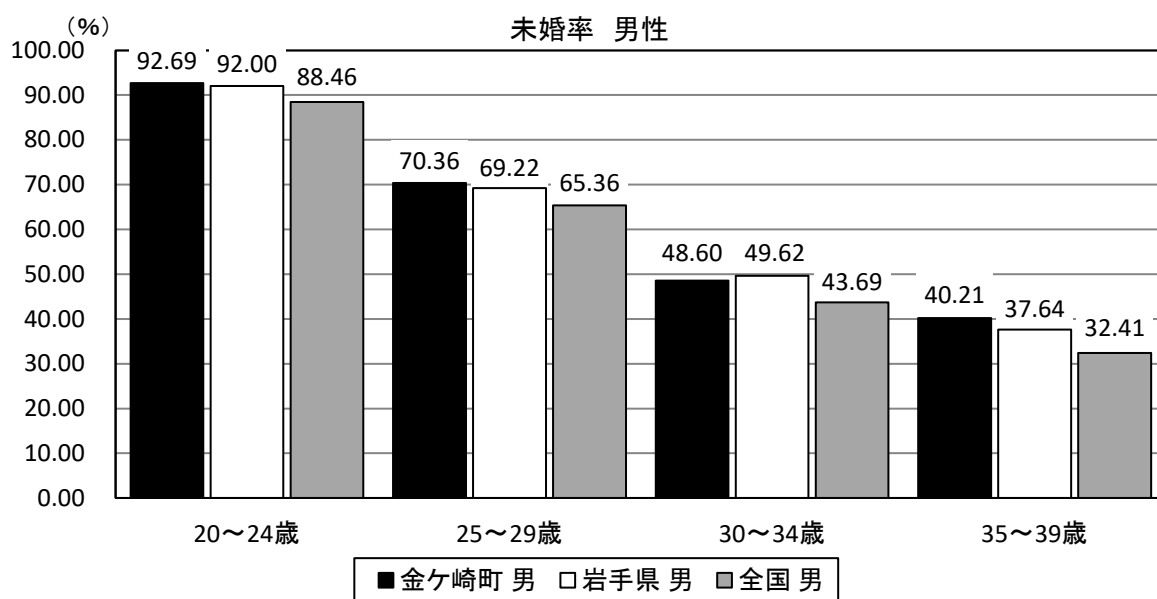
未婚率

(単位: 人、%)

		金ヶ崎町		岩手県		全国	
		男	女	男	女	男	女
20～24 歳	総数	383	218	22,689	20,603	3,017,869	2,913,437
	未婚者数	355	173	20,874	18,260	2,669,610	2,537,761
	未婚率	92.69	79.36	92.00	88.63	88.46	87.11
25～29 歳	総数	388	267	24,143	22,602	3,074,087	2,957,877
	未婚者数	273	142	16,711	13,104	2,009,359	1,720,868
	未婚率	70.36	53.18	69.22	57.98	65.36	58.18
30～34 歳	総数	463	337	27,432	26,083	3,297,031	3,187,563
	未婚者数	225	95	13,613	8,973	1,440,358	1,070,318
	未婚率	48.60	28.19	49.62	34.40	43.69	33.58
35～39 歳	総数	470	404	32,736	31,673	3,696,855	3,614,712
	未婚者数	189	89	12,322	7,654	1,197,991	822,942
	未婚率	40.21	22.03	37.64	24.17	32.41	22.77

資料: 国勢調査(令和2年)

4 「未婚率」15 歳以上人口に占める未婚者の割合。



2. 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

本町の世帯数は、平成7年の 4,538 世帯から増加を続け、令和4年には 6,289 世帯となり、1,751 世帯増加しています。

1 世帯あたり人員をみると、平成7年には 3.45 人でしたが令和4年には 2.42 人と減少しています。

「親族世帯数のうち6歳未満親族のいる世帯」は平成7年には 660 世帯ありましたが、令和4年には 498 世帯と 162 世帯減少しています。「1 世帯あたり子ども数」は平成7年には 1.37 人でしたが、令和4年には 1.38 人と 0.01 人増加しています。

「親族世帯数のうち 18 歳未満親族のいる世帯」は平成7年には 1,731 世帯でしたが、令和4年には 1,281 世帯となり、450 世帯減少しています。18 歳未満の「1 世帯あたり子ども数」は平成7年には 1.89 人でしたが、令和4年には 1.79 人となり 0.10 人減少しています。

1 世帯あたり人員の推移 (単位: 世帯、人)

	世帯数	1 世帯あたり人員
平成7年	4,538	3.45
平成 12 年	4,921	3.26
平成 17 年	5,228	3.06
平成 22 年	5,409	2.95
平成 27 年	5,556	2.79
令和2年	5,895	2.55
令和3年	6,260	2.47
令和4年	6,289	2.42

資料:「岩手県人口移動報告年報」(令和2年まで「国勢調査」)

6歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯数と1世帯あたり子ども数の推移 (単位: 世帯、人)

	親族世帯数のうち6歳未満親族のいる世帯(a)	6歳未満親族人員(b)	1 世帯あたり子ども数 (b÷a)	親族世帯数のうち18歳未満親族のいる世帯(c)	18歳未満親族人員(d)	1 世帯あたり子ども数 (d÷c)
平成7年	660	903	1.37	1,731	3,264	1.89
平成 12 年	650	868	1.34	1,675	3,043	1.82
平成 17 年	653	851	1.30	1,587	2,781	1.75
平成 22 年	603	802	1.33	1,528	2,640	1.73
平成 27 年	532	709	1.33	1,409	2,477	1.76
令和2年	498	685	1.38	1,281	2,287	1.79

資料:「国勢調査」

(2) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「一般世帯」は平成7年の4,538世帯から、令和2年には5,895世帯となり、1,357世帯増加しています。「親族世帯」の世帯数も増加していますが、「一般世帯」に占める割合は減少しており、平成7年には79.8%でしたが、令和2年には66.5%となっています。

「核家族世帯」は世帯数、割合ともに増加しており、平成7年には1,843世帯、40.6%でしたが、令和2年には2,857世帯、48.5%となっています。

「親族世帯」のうち「その他の親族世帯（3世代世帯等）」は減少を続け、平成7年には1,780世帯、39.2%でしたが、令和2年には1,064世帯、18.0%となっています。

父子・母子世帯をみると、「男親と子どもからなる世帯」は平成7年に40世帯でしたが、令和2年には102世帯となっています。「女親と子どもからなる世帯」は平成7年には243世帯でしたが、令和2年には470世帯となり、父子世帯、母子世帯ともに増加している傾向にあります。

形態別家族構成

(単位:世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	一般世帯	4,538	4,921	5,228	5,398	5,536	5,895
	親族世帯	3,623 (79.8)	3,836 (78.0)	3,940 (75.4)	3,982 (73.8)	3,979 (71.9)	3,921 (66.5)
	核家族世帯	1,843 (40.6)	2,157 (43.8)	2,361 (45.2)	2,497 (46.3)	2,671 (48.2)	2,857 (48.5)
	夫婦のみ世帯	602 (13.3)	680 (13.8)	768 (14.7)	778 (14.4)	867 (15.7)	932 (15.8)
	夫婦と子どもからなる世帯	958 (21.1)	1,128 (22.9)	1,169 (22.4)	1,222 (22.6)	1,290 (23.3)	1,353 (23.0)
	男親と子どもからなる世帯	40 (0.9)	53 (1.1)	68 (1.3)	81 (1.5)	94 (1.7)	102 (1.7)
	女親と子どもからなる世帯	243 (5.4)	296 (6.0)	356 (6.8)	416 (7.7)	420 (7.6)	470 (8.0)
	その他の親族世帯 (3世代世帯等)	1,780 (39.2)	1,679 (34.1)	1,579 (30.2)	1,485 (27.5)	1,308 (23.6)	1,064 (18.0)
	非親族世帯	5 (0.1)	4 (0.1)	10 (0.2)	49 (0.9)	51 (0.9)	42 (0.7)
	単独世帯	910 (20.1)	1,081 (22.0)	1,278 (24.4)	1,367 (25.3)	1,506 (27.2)	1,928 (32.7)
再掲	6歳未満親族のいる世帯	660	650	653	603	532	498
	18歳未満親族のいる世帯	1,731	1,675	1,587	1,528	1,409	1,281

資料:「国勢調査」

(3) 女性の就業状況

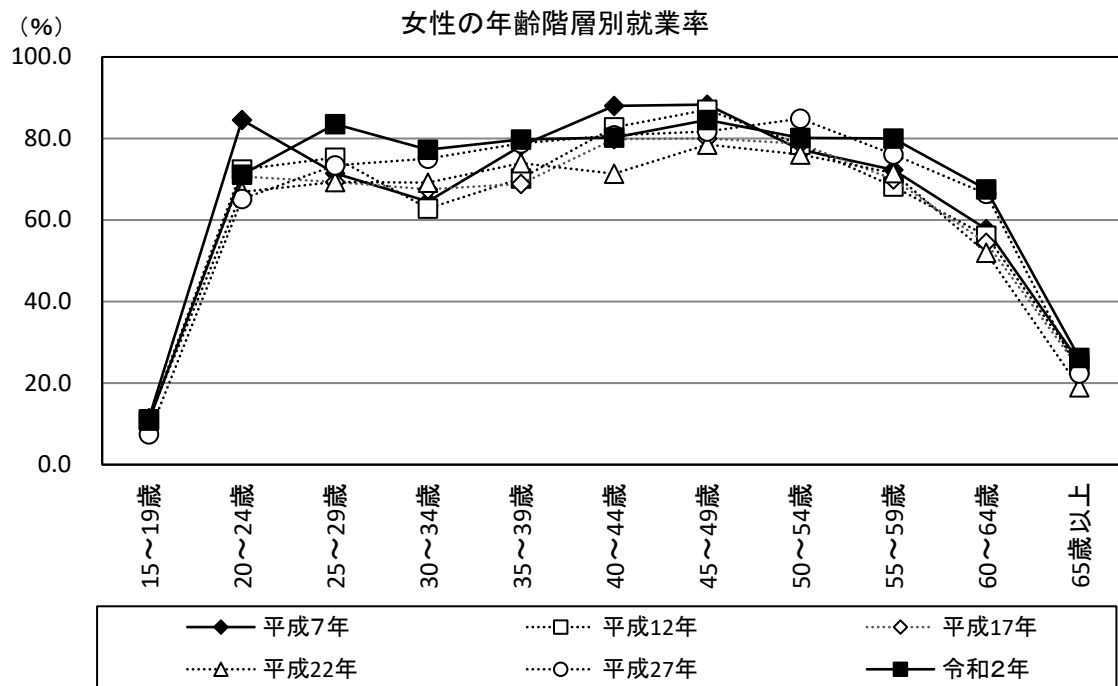
本町の女性の年齢階層別就業率をみると、平成17年までは明確ないわゆる「M字曲線」を描いていましたが、令和2年は曲線がなだらかになっています。

女性の年齢階層別就業率

(単位: %)

	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳以 上
平成7年	11.4	84.5	71.4	64.5	78.2	88.0	88.3	77.2	72.3	57.8	25.2
平成12年	11.1	72.4	75.3	62.8	70.2	82.7	87.0	78.5	68.2	56.1	24.4
平成17年	11.0	70.6	69.3	67.5	68.8	79.8	80.0	78.7	69.9	54.4	23.5
平成22年	11.4	66.9	69.3	69.2	73.9	71.4	78.5	76.0	71.5	52.0	19.0
平成27年	7.5	65.2	73.4	75.1	78.8	80.4	81.7	84.8	76.0	66.4	22.4
令和2年	10.8	71.1	83.5	77.2	79.7	80.2	84.5	80.1	80.0	67.5	26.2

資料:「国勢調査」



(4) 産業別就業人口構成比

産業別就業者の構成比をみると、第1次産業は減少、第2次産業は増減、第3次産業は増加しています。

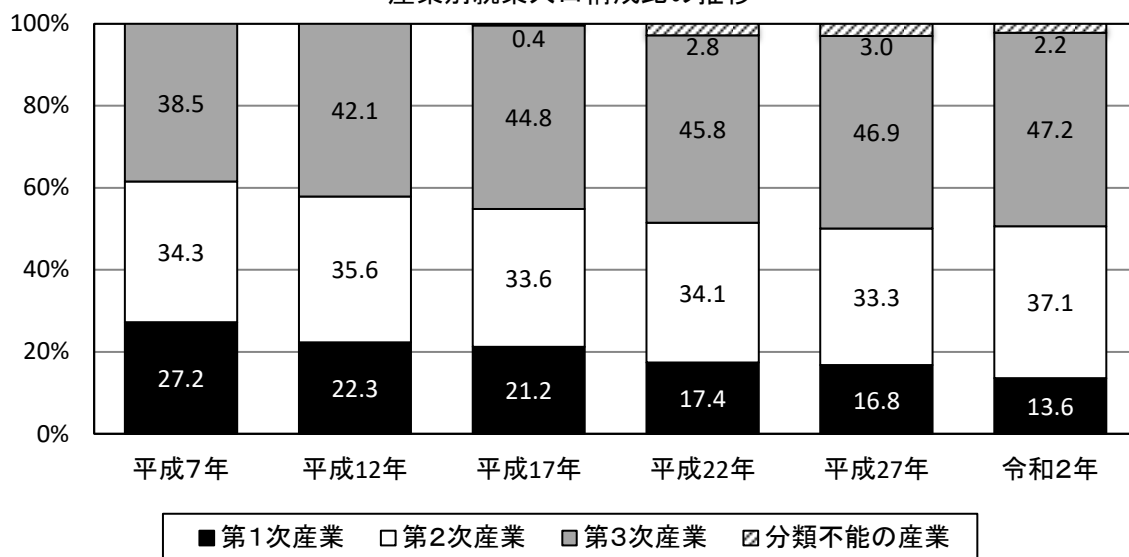
産業別就業者数と人口構成比の推移

(単位: 人、%)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
総 数	人数	構成比	人数	構成比	人数	人数	構成比	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	9,062	(100.0)	9,128	(100.0)	8,843	(100.0)	8,303	(100.0)	8,508	(100.0)	8,585	(100.0)
第1次産業	2,462	(27.2)	2,031	(22.3)	1,873	(21.2)	1,442	(17.4)	1,428	(16.8)	1,167	(13.6)
農業	2,450	(27.0)	2,014	(22.4)	1,864	(21.1)	1,425	(17.2)	1,421	(16.7)	1,148	(13.4)
林業	10	(0.1)	16	(0.2)	8	(0.1)	16	(0.2)	7	(0.1)	13	(0.2)
漁業	2	(0.0)	1	(0.0)	1	(0.0)	1	(0.0)	-	(-)	6	(0.1)
第2次産業	3,105	(34.3)	3,252	(35.6)	2,974	(33.6)	2,828	(34.1)	2,837	(33.3)	3,183	(37.1)
鉱業	1	(0.0)	8	(0.0)	1	(0.0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
建設業	828	(9.2)	820	(9.0)	591	(6.7)	497	(6.0)	465	(5.5)	482	(5.6)
製造業	2,276	(25.1)	2,424	(26.6)	2,382	(26.9)	2,331	(28.1)	2,372	(27.9)	2,701	(31.5)
第3次産業	3,491	(38.5)	3,841	(42.1)	3,962	(44.8)	3,801	(45.8)	3,986	(46.9)	4,049	(47.2)
電気・ガス・水道	20	(0.2)	20	(0.2)	20	(0.2)	29	(0.3)	37	(0.4)	50	(0.6)
運輸・通信業	278	(3.1)	373	(4.1)	356	(4.0)	412	(5.0)	442	(5.2)	481	(5.6)
卸売・小売業・飲食店	1,146	(12.6)	1,229	(13.5)	1,361	(15.4)	1,233	(14.9)	1,214	(14.3)	1,191	(13.9)
金融・保険業	106	(1.2)	110	(1.2)	88	(1.0)	107	(1.3)	102	(1.2)	84	(1.0)
不動産業	5	(0.1)	13	(0.1)	19	(0.2)	36	(0.4)	46	(0.5)	49	(0.6)
サービス業	1,708	(18.8)	1,896	(20.8)	1,938	(21.9)	1,804	(21.7)	1,952	(22.9)	2,002	(23.3)
公務	228	(2.5)	200	(2.2)	180	(2.0)	180	(2.2)	193	(2.3)	192	(2.2)
※分類不能の産業	4	(0.0)	4	(0.0)	34	(0.4)	232	(2.8)	257	(3.0)	186	(2.2)

資料:「国勢調査」

産業別就業人口構成比の推移



3. 母子保健の状況

(1) 子どもや母親の健康確保の状況

妊娠届出数は、増減しながら緩やかに減少しており、令和5年度は73人です。

妊娠届出状況

(単位:人)

	届出数	年 齢				
		～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～35 歳	35 歳以上
平成 26 年度	120	0	22	38	33	27
平成 27 年度	128	2	18	47	35	26
平成 28 年度	111	1	6	39	37	28
平成 29 年度	99	2	11	36	28	22
平成 30 年度	95	0	8	31	40	16
令和元年度	102	1	12	25	32	32
令和2年度	85	1	11	30	26	17
令和3年度	94	1	15	26	33	19
令和4年度	77	1	7	23	25	21
令和5年度	73	1	9	25	24	14

資料:子育て支援課(各年度末現在)

妊婦一般健康診査は、母子健康手帳交付時に受診勧奨を実施しており、受診率は80%程度で推移してきましたが、近年では受診率が高くなってきており令和5年度は91.7%となっています。

妊婦一般健康診査受診状況

(単位:人、%)

	受診票交付数	交付実人数	受診延人数	受診率	精密健康診査 受診数
平成 26 年度	1,872	130	1,473	78.7	—
平成 27 年度	2,035	140	1,625	79.9	—
平成 28 年度	1,739	124	1,504	86.5	—
平成 29 年度	1,619	114	1,426	88.1	—
平成 30 年度	1,516	104	1,246	82.2	—
令和元年度	1,627	111	1,350	83.0	—
令和2年度	1,407	98	1,145	81.4	—
令和3年度	1,527	106	1,211	79.3	—
令和4年度	1,200	84	1,052	87.7	—
令和5年度	1,130	79	1,036	91.7	—

資料:子育て支援課(各年度末現在)

乳児の健やかな成長と病気の早期発見を目的として、生後1か月、6～7か月、9～10か月時に医療機関にて健康診査を実施しています。受診率は近年90%台で推移してきましたが、令和4年度及び令和5年度では80%台となっています。

乳児一般健康診査受診状況

(単位:人、%)

	受診票交付数	交付実人数	受診延人数	受診率	精密健康診査 受診数
平成26年度	373	127	312	83.6	—
平成27年度	359	123	314	87.5	—
平成28年度	400	135	359	89.8	—
平成29年度	364	125	319	87.6	—
平成30年度	325	114	302	92.9	—
令和元年度	311	108	280	90.0	—
令和2年度	313	108	297	94.9	—
令和3年度	279	97	258	92.5	—
令和4年度	308	107	256	83.1	—
令和5年度	276	96	241	87.3	—

資料:子育て支援課(各年度末現在)

集団健診として、乳児健診(3～4か月児)、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施し、医師・歯科医師による診察、保健師・管理栄養士等による育児・栄養相談を行っています。

乳幼児健康診査後に精密検査が必要な場合は、乳幼児精密健康検査受診票を交付し、受診勧奨に努めています。その他、2歳6か月児歯科健診を個別で実施しています。

乳児健診実施状況

(単位:人、%、回)

	対象数	受診数	受診率	実施回数	精密健康診査 受診数(※)
平成26年度	116	115	99.1	8	3
平成27年度	114	113	99.1	8	4
平成28年度	131	130	99.2	8	2
平成29年度	111	110	99.1	8	3
平成30年度	100	100	100.0	8	2
令和元年度	87	87	100.0	7	2
令和2年度	122	122	100.0	8	1
令和3年度	84	84	100.0	8	2
令和4年度	96	96	100.0	8	3
令和5年度	84	84	100.0	8	1

資料:子育て支援課(各年度末現在)

※令和4年度以降は、精密健康診査交付数を記載

1歳6か月児健診実施状況

(単位:人、%、回)

	対象数	受診数	受診率	実施回数	精密健康診査 受診数(※)
平成 26 年度	123	120	97.6	8	6
平成 27 年度	108	105	97.2	8	4
平成 28 年度	120	122	101.7	8	4
平成 29 年度	119	119	100.0	8	5
平成 30 年度	126	126	100.0	8	2
令和元年度	97	97	100.0	7	5
令和2年度	117	117	100.0	8	3
令和3年度	106	106	100.0	8	4
令和4年度	100	99	99.0	8	4
令和5年度	96	96	100.0	8	8

資料:子育て支援課(各年度末現在)

※令和4年度以降は、精密健康診査交付数を記載

2歳6か月児歯科健診実施状況

(単位:人、%、回)

	対象数	受診数	受診率	実施回数	精密健康診査 受診数(※)
平成 26 年度	136	94	69.1	個別健診	—
平成 27 年度	130	98	75.4	個別健診	—
平成 28 年度	110	80	72.7	個別健診	—
平成 29 年度	122	99	81.1	個別健診	—
平成 30 年度	127	97	76.4	個別健診	—
令和元年度	133	105	78.9	個別健診	—
令和2年度	121	103	85.1	個別健診	—
令和3年度	99	89	89.9	個別健診	—
令和4年度	116	89	76.7	個別健診	—
令和5年度	105	70	66.7	個別健診	—

資料:子育て支援課(各年度末現在)

※令和4年度以降は、精密健康診査交付数を記載

3歳6か月児健診実施状況

(単位:人、%、回)

	対象数	受診数	受診率	実施回数	精密健康診査 受診数(※)
平成 26 年度	129	125	96.9	8	9
平成 27 年度	138	135	97.8	8	1
平成 28 年度	119	120	100.8	8	4
平成 29 年度	103	103	100.0	8	3
平成 30 年度	124	124	100.0	8	7
令和元年度	123	122	99.2	8	6
令和2年度	130	130	100.0	8	4
令和3年度	111	110	99.1	8	15
令和4年度	98	98	100.0	8	30
令和5年度	107	107	100.0	8	24

資料:子育て支援課(各年度末現在)

※令和4年度以降は、精密健康診査交付数を記載

（２）パパママセミナー

妊娠、出産、育児について知識の普及と夫の育児参加への啓発を図り、安心して出産育児に臨めるよう、また、参加者同士の交流の場として保健センターでパパママセミナーを年３回開催しています。

パパママセミナー

（単位：回、人）

	実施回数	参加人数
平成 26 年度	3	32
平成 27 年度	3	56
平成 28 年度	3	35
平成 29 年度	3	34
平成 30 年度	3	35
令和元年度	3	39
令和2年度	3	45
令和3年度	3	38
令和4年度	3	26
令和5年度	3	26

資料：子育て支援課（各年度末現在）

（３）乳児家庭全戸訪問事業

助産師または保健師が生後４か月以内の乳児のいる家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等を行い適切なサービスが受けられるよう支援をしています。実施率は 90%を超えており、概ね実施できている状況です。

乳児家庭全戸訪問事業

（単位：件、％）

	対象者数	実施件数	実施率
平成 26 年度	121	102	84.3
平成 27 年度	137	108	78.8
平成 28 年度	128	118	92.2
平成 29 年度	117	106	90.6
平成 30 年度	102	101	99.0
令和元年度	98	90	91.8
令和2年度	99	98	99.0
令和3年度	90	82	91.1
令和4年度	94	88	93.6
令和5年度	88	85	96.6

資料：子育て支援課（各年度末現在）

(4) 離乳食教室

乳幼児の保護者等を対象にして離乳食に関する具体的な進め方を講話や実習、試食等を通して学ぶための教室を開催しています。

離乳食教室

(単位:回、人)

	実施回数	参加人数
平成 26 年度	4	25
平成 27 年度	4	34
平成 28 年度	4	54
平成 29 年度	4	41
平成 30 年度	4	30
令和元年度	4	26
令和2年度	3	38
令和3年度	3	30
令和4年度	4	51
令和5年度	4	35

資料:子育て支援課(各年度末現在)

(5) 療育教室

言葉、運動、精神の発達において支援が必要な子どもと保護者を対象に療育教室(チューリップひろば)を開催しています。子どもに対する発達促進、保護者に対する相談業務を行っています。

令和5年度は34回実施し、参加延人数は168人となっています。

療育教室(チューリップひろば)

(単位:人、回)

	実施回数	参加人数	参加延人数
平成 26 年度	34	22	142
平成 27 年度	34	19	110
平成 28 年度	46	14	50
平成 29 年度	34	10	53
平成 30 年度	34	14	77
令和元年度	33	21	167
令和2年度	31	26	217
令和3年度	31	24	182
令和4年度	34	26	227
令和5年度	34	25	168

資料:子育て支援課(各年度末現在)

4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 就学前児童の状況

町内の認可保育所は令和2年度にたいよう保育園が認定こども園に移行したことで3か所から2か所（私立）になっています。小規模保育所は令和元年度に1か所増、令和3年度に1か所増となり合計3か所となっています。企業主導型保育施設は1か所、幼稚園は令和3年度末に永岡幼稚園が閉園、令和6年度末に三ヶ尻幼稚園が閉園となり2か所となっています。

令和5年度の保育所児童数は254人、認定こども園は113人、家庭的保育・小規模保育所は52人、企業主導型保育施設は24人となっており、これらを合わせると443人となっています。幼稚園児童数は各年で減少しており111人となっています。

保育所(園)児童数の推移

(単位: か所、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
町内施設数	3	3	3	3	3	3	3
児童数	0歳	58	52	45	47	42	45
	1・2歳	101	130	127	112	125	123
	3歳	61	45	69	75	61	76
	4歳以上	125	118	108	117	144	125
合計	345	345	349	351	388	372	369

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内施設数	3	2	2	2	2
児童数	0歳	44	31	34	32
	1・2歳	123	98	87	89
	3歳	72	46	44	43
	4歳以上	133	107	93	90
合計	372	282	263	258	254

資料: 金ヶ崎町(各年度3月1日現在)

認定こども園児童数の推移

(単位: か所、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内施設数	0	1	1	1	1
児童数	0歳	1	14	10	11
	1・2歳	1	39	41	32
	3歳	1	19	23	21
	4歳以上	0	49	44	49
合計	3	121	120	116	113

資料: 教育委員会(各年度3月1日現在)

※令和2年4月1日から、たいよう保育園が認定こども園に移行。

認定こども園南方幼稚園の保育は、幼稚園児数に含む。

家庭的・小規模保育所児童数の推移

(単位:か所、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町内施設数	0	0	0	1	1
児童数					
0歳	0	0	2	3	8
1・2歳	0	2	1	2	10
合計	0	2	3	5	18

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内施設数	2	2	3	3	3
児童数					
0歳	18	11	16	19	19
1・2歳	26	32	32	36	33
合計	44	43	48	55	52

資料:教育委員会(各年度3月1日現在)

企業主導型保育施設児童数の推移

(単位:か所、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町内施設数	0	0	0	1	1
児童数					
0歳	0	0	0	9	3
1・2歳	0	0	0	14	19
3歳	0	0	0	0	4
4歳以上	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	23	26

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内施設数	1	1	1	1	1
児童数					
0歳	6	2	1	3	2
1・2歳	15	13	8	9	9
3歳	7	9	6	6	2
4歳以上	2	8	12	12	11
合計	30	32	27	30	24

資料:教育委員会(各年度3月1日現在)

※児童数は町内保育施設のほか、他市町村の保育施設に入所している児童も含む。

幼稚園別児童数の推移

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
六原幼稚園	38	39	29	29	30	31	28
三ヶ尻幼稚園	40	34	34	25	20	29	22
永岡幼稚園	30	33	28	29	24	20	15
南方幼稚園	107	109	110	106	100	89	78
計	215	215	201	189	174	169	143

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
六原幼稚園	32	30	23	22	17
三ヶ尻幼稚園	20	18	17	13	9
永岡幼稚園	15	13	11		
認定こども園	80	82	94	89	85
南方幼稚園					
計	147	143	145	124	111

資料:教育委員会(各年度末現在)

※令和2年4月1日から南方幼稚園は、認定こども園(幼稚園型)に移行

※令和4年3月 31 日で永岡幼稚園は閉園

※令和7年3月 31 日で三ヶ尻幼稚園は閉園

(2) 保育サービス等の状況

①保育所等

町内の保育所等は2施設あり、金ヶ崎保育園（定員 120 名）、たんぽぽ保育園（定員 110 名）となっています。令和2年度から、たいよう保育園が認定こども園に移行し、認定こども園たいよう保育園（保育定員 96 名、教育定員4名）となっています。また、小規模保育事業所として、かがやき保育園（定員 15 名）、あおぞら保育園（定員 12 名）、よつば保育園（定員 12 名）があり、企業主導型保育事業所として、ゆうゆう保育園いわて（定員 50 名）があります。

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに応え、生後2か月児から預かり、通常7時から18時までの開所時間のところ、19時まで1時間の延長保育を実施しています。

延長保育事業の利用園児は、令和4年度から30人を下回り20人前後で推移しています。

保育所等延長保育事業(月平均利用児童数)

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金ヶ崎保育園	22	16	14	13	18	12	15
たんぽぽ保育園	16	16	14	13	10	7	10
たいよう保育園	3	6	7	8	10	13	9
計	41	38	35	34	38	32	34

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金ヶ崎保育園	14	15	12	7	6
たんぽぽ保育園	7	7	12	9	8
認定こども園 たいよう保育園	11	9	7	5	4.7
計	32	31	31	21	18.7

資料:教育委員会(各年度末現在)

※令和2年4月1日から、たいよう保育園が認定こども園に移行。

日曜日・祝日における休日保育を金ヶ崎保育園に在園している児童を対象に実施しています。

実利用人数は2人程度で推移し、延べ人数は令和5年度で14人となっています。

保育所等休日保育事業

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数	1	1	5	7	4	7	2
延べ人数	12	13	29	7	81	34	31

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	2	2	1	3	1
延べ人数	27	23	3	12	14

資料:教育委員会(各年度末現在)

障がいのある児童についても、障がいのない児童との集団保育の中で発達に合わせた保育を行っています。

各年で利用状況は異なるため、令和5年度は1人の利用となっています。

保育所等重度障がい児保育

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金ヶ崎保育園	3	1	1	2	2	1	2
たんぽぽ保育園	4	5	4	5	3	1	0
たいよう保育園	-	-	0	1	1	0	0
計	7	6	5	8	6	2	2

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金ヶ崎保育園	2	1	1	0	1
たんぽぽ保育園	0	2	2	1	0
認定こども園	0	2	0	0	0
たいよう保育園					
計	2	5	3	1	1

資料:教育委員会(各年度末現在)

※令和2年4月1日から、たいよう保育園が認定こども園に移行。

②幼稚園

町内幼稚園は2園あり、六原幼稚園（定員 80 名）、令和2年度から認定こども園（幼稚園型）に移行した南方幼稚園（保育定員 70 名、教育定員 70 名）となっています。令和3年度末に永岡幼稚園が閉園、令和6年度末に三ヶ尻幼稚園が閉園しています。

家庭の事情により希望する園児に対して教育時間終了後から 18 時まで保育する預かり保育を町内全幼稚園で実施していましたが、令和元年 10 月から、幼児教育の無償化により、従来の預かり保育事業（長期預かり）は廃止となり一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に統合されています。

幼稚園の預かり保育事業（長期預かり）

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
六原幼稚園	14	14	10	8	9	9	16
三ヶ尻幼稚園	9	7	4	2	6	8	8
永岡幼稚園	5	7	5	7	8	10	3
南方幼稚園	19	14	13	22	22	19	14
計	47	42	32	39	45	46	41

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
六原幼稚園	17				
三ヶ尻幼稚園	6				
永岡幼稚園	4				
南方幼稚園	14				
計	41				

幼稚園の預かり保育事業（一時預かり）

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
六原幼稚園	18	11	16	18	17	20	11
三ヶ尻幼稚園	31	18	21	13	13	17	16
永岡幼稚園	10	20	17	17	17	9	10
南方幼稚園	57	56	53	49	40	39	32
計	116	105	107	97	87	84	69

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
六原幼稚園	8				
三ヶ尻幼稚園	10				
永岡幼稚園	10				
南方幼稚園	36				
計	64				

幼稚園の預かり保育延長（南方幼稚園）

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
長期預かり	17	20	16	21	13	11	9

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期預かり	6				

資料：教育委員会（平成 30 年度までは各年度末現在、令和元年度は9月末現在）

③一時預かり事業

保護者の都合により緊急または一時的に乳幼児の保育が必要な場合や、保護者の育児疲れを解消するために、たんぽぽ保育園とよつば保育園では一時預かりを実施しています。保育所を利用していない乳幼児を対象として、平日の7時30分から18時までの間、週に3日以内の利用が可能です。

延べ利用人数は令和5年度に83人となっています。

保育所等一時預かり事業(一般型)

(単位:人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
たんぽぽ	実利用人数	45	39	37	27	27	24
保育園	延べ人数	292	294	361	389	147	101

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たんぽぽ	実利用人数	22	20	23	15	12	11
保育園	延べ人数	163	121	107	90	82	64
よつば	実利用人数				0	1	19
保育園	延べ人数				0	1	19

資料:教育委員会(各年度末現在)

※在園児ではなく、一般の方に向けて預かりを実施。

一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
六原幼稚園	26	25	19	12	14
三ヶ尻幼稚園	16	13	10	7	6
永岡幼稚園	14	12	12		
南方幼稚園	50	27	22	14	15
認定こども園 たいよう保育園		0	0	2	3
計	106	77	63	35	38

資料:教育委員会(各年度末現在)

※令和元年度は令和元年10月～令和2年3月実績を記載。

※幼稚園、認定こども園教育認定の在園児に対し、教育時間終了後の預かりを実施。

※令和2年4月1日から、たいよう保育園が認定こども園に移行。

(3) 学童保育所の状況

学童保育所（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就労等により日中家庭に居ない小学生児童に対して、授業の終了後に児童の育成及び指導を行うため、遊びを取り入れた健全育成をする場として開設されています。平日の学校終了後から 18 時まで利用でき、土曜日や長期休業時も利用できます。また、延長保育の希望者は、土曜日を除いて 19 時まで利用できます。

小学校児童数については、平成 26 年度以降に各年で減少し、令和 5 年度は 745 人となっていますが、一方、学童保育所の利用状況は、増加傾向にあり令和 5 年度は 332 人と小学校児童の約 45%が利用しています。

小学校児童数の推移

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金ヶ崎小学校	443	433	433	426	410	395	400
第一小学校	160	152	153	156	145	138	127
永岡小学校	101	92	104	90	92	89	94
三ヶ尻小学校	135	119	125	126	111	111	105
西小学校	71	70	72	73	76	72	74
計	910	866	887	871	834	805	800

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金ヶ崎小学校	395	366	356	369	365
第一小学校	127	123	130	133	135
永岡小学校	96	87	90	90	83
三ヶ尻小学校	98	101	98	97	104
西小学校	76	77	78	59	58
計	792	754	752	748	745

資料:岩手県教育委員会「学校一覧」(各年度5月1日現在)

学童保育所の状況

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金ヶ崎第1学 童保育所	61	55	55	62	58	67	38
金ヶ崎第2学 童保育所	59	48	50	58	59	62	39
三ヶ尻学童保 育所	23	22	—	—	—	—	34
永岡学童保育 所	15	19	—	—	—	—	39
北部学童保育 所	41	32	22	31	32	32	33
西学童保育所 (H24まで:風っ 子クラブ)	22	18	17	22	32	35	33
計	221	194	32	40	40	40	51

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金ヶ崎第1学童保育所	36	33	39	46	39
金ヶ崎第2学童保育所	36	33	36	44	41
金ヶ崎第3学童保育所	36	30	37	46	44
金ヶ崎第4学童保育所	36	33	34	47	39
三ヶ尻学童保育所	37	38	38	40	45
永岡学童第1保育所	38	42	42	34	23
永岡学童第2保育所	—	—	—	21	22
北部第1学童保育所	60	39	48	42	35
北部第2学童保育所	—	21	21	30	26
西学童保育所	20	18	18	15	18
計	299	287	313	365	332

資料:子育て支援課(各年度3月1日現在)

(4) 子育て支援事業の状況

①子育て支援センター事業

子育て支援センターは、子育て家庭に対する育児支援事業を総合的に行うことを目的に設置されています。妊娠中の女性やその家族、0歳から5歳までの子どもとその家族のために、育児不安や悩みの相談、子どもの遊びの場を提供しています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しくすごせる事業です。また、子育てサークルの活動の場としても利用されています。

開所時間は10時から16時までで、平日及び土曜日に無料で利用できます。相談事業は、保育士による子育て相談日を毎週2日（金・土曜日）に開催している他、親子で来所した際やメールでも相談対応を行っています。

利用児童、同伴者とも新型コロナウイルスの影響もあり減少しましたが、子育て相談は近年増加し、令和5年度には115件となっています。

子育て支援センター利用者数

(単位:人、件)

	児童	同伴者	子育て相談
平成24年度	4,675	3,875	393
平成25年度	4,163	3,547	386
平成26年度	4,155	3,292	371
平成27年度	4,176	3,344	299
平成28年度	3,906	3,192	68
平成29年度	3,865	3,331	51
平成30年度	5,297	4,107	61
令和元年度	4,384	3,257	71
令和2年度	3,466	2,521	78
令和3年度	2,864	1,955	93
令和4年度	2,811	2,068	101
令和5年度	2,879	2,308	115

資料:子育て支援課(各年度末現在)

子育て支援センターの主な活動

区 分	内 容
年間行事	夏祭り、運動会ごっこ、ハロウィーン、さつまいも掘り、クリスマス会、節分(まめまきごっこ)、ひなまつり会、おたのしみ会、
子育て支援講座	産後エクササイズ、ポニーふれあい、ベビーマッサージ・親子ヨガ、フラダンス教室、読み聞かせ、太極拳教室、三ヶ尻甚句、出張おもちゃ美術館、おもちゃの広場等
月例行事	あそびのひろば ・ぴよぴよ 0歳児対象(毎月第1金曜日) ・とことこ 1歳児対象(毎月第2金曜日) ・ぴよんぴよん 2・3歳児対象(毎月第3金曜日) プレママデイ(毎月第1金曜日) パパデイ (偶数月第4土曜日)

資料:子育て支援課

②ファミリー・サポート・センター事業

概ね1歳～小学6年生の子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織（ネットワーク）です。仕事の都合や家庭の事情などにより一時的に育児のお願いが必要な際、会員相互でサポート活動を行います。

利用例：保育施設や塾などへの送迎と預かり、保護者などの病気やケガなどの場合の預かり、冠婚葬祭やPTA行事の時の預かり、気分転換や慣らし保育での預かりなど

登録者数は、おねがい会員は増加していますが、利用件数は令和5年度で16件となっており、利用は増えていない状況になっています。

ファミリー・サポート・センターの登録者数・利用件数

（単位：人、件）

	おねがい会員	まかせて会員	両方会員	利用件数
平成27年度	22	24	－	－
平成28年度	32	35	12	5
平成29年度	49	38	13	13
平成30年度	61	38	14	29
令和元年度	75	40	15	30
令和2年度	83	42	15	32
令和3年度	99	43	15	51
令和4年度	106	44	15	15
令和5年度	100	40	16	16

資料：子育て支援課（各年度末現在）

5. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果等の概要

(1) 調査の目的と概要

本調査は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、子どもや子育て世帯等に対して、本町が取り組むべき課題や施策の方向性等のニーズ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

①子ども・子育て支援に関するニーズ調査

調査の種類	対象者	調査方法	調査時期
母子手帳交付者と小学生以下の保護者調査	町内の母子健康手帳交付者及び小学生以下の児童を持つ保護者を対象	- 町内の幼稚園、保育所等、小学校に在籍している児童の保護者に対しては施設を通して配付・回収 - 母子健康手帳交付者、未就学園児などの施設に在籍していない児童の保護者に対しては郵送による配付・回収	令和 6 年 2 月 6 日～22 日
中学生以上の保護者調査	町内の中学生以上で 18 歳までの子どもを持つ保護者を対象	- 中学校に在籍している児童の保護者に対しては施設を通して配付・回収 16 歳以上の児童の保護者に対しては郵送による配付・回収	令和 6 年 2 月 6 日～22 日

②子どもの生活に関する調査

調査の種類	対象者	調査方法	調査時期
小学校 5 年生調査	町内の小学校に在籍する小学校 5 年生の児童	町内の小学校を通して配付・回収	令和 6 年 2 月 6 日～22 日
中学校 2 年生調査	町内外の中学校に在籍する中学 2 年生の児童	- 町内の中学校に在籍する児童に対しては中学校を通して配付・回収 - 町外の中学校に在籍する児童に対しては郵送による配付・回収	令和 6 年 2 月 6 日～22 日
高校 2 年生／16～17 歳調査	町内に在住する高校 2 年生及び高校 2 年生の年齢に相当する 16 歳、17 歳の児童	郵送による配付・回収	令和 6 年 2 月 6 日～22 日

③調査票の配付数及び回収数、回収率

調査の種類		対象者数	回答者数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	母子手帳交付者及び小学生以下保護者調査	1,422	1,186	83.4%
	中学生以上の保護者調査	819	518	63.2%
子どもの生活に関する調査	小学校5年生調査	121	110	90.9%
	中学校2年生調査	130	105	80.8%
	高校2年生／16～17 歳調査	143	79	55.2%
高校生の生活状況アンケート（岩手県）	高校2年生（特別支援学校を除く） 県内の高校2年生 対象者 10,004 人 回答数 6,559 件	—	67	—

③ヒアリング調査

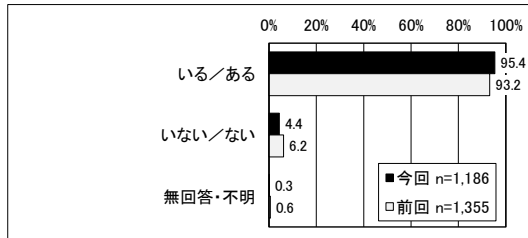
調査種類	事業者・団体名	調査日
事業者調査	金ケ崎町社会福祉協議会	令和6年7月19日
	金ケ崎町立認定こども園南方幼稚園	
	社会福祉法人愛護会 たんぽぽ保育園	令和6年7月30日
	金ケ崎町立六原幼稚園	
	株式会社すくすく小規模保育事業（A 型）よつば保育園	
	金ケ崎町子育て支援センター	
子育て支援団体調査	NPO 法人 わらすば	令和6年7月24日
	金ケ崎町国際交流協会	
	南方地区子育てサークル はぁとママ	令和6年7月30日
	永岡地区子育てサークル ながままサークル	
	四つ葉のクローバーの会	
保護者調査	金ケ崎町子育て支援センター利用者	令和6年8月23日

（２）主な調査結果

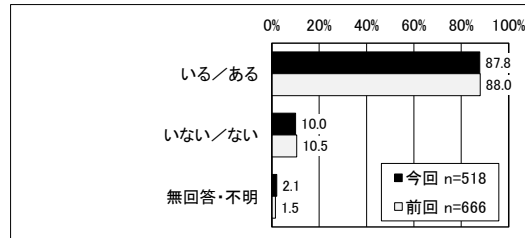
①気軽に相談できる人・場所の有 無

相談できる人や場所が「いない／ない」は、小学生以下で 4.4%、中学生以上で 10.0%

【小学生以下調査】



【中学生以上調査】



②相談できる人がいない理由

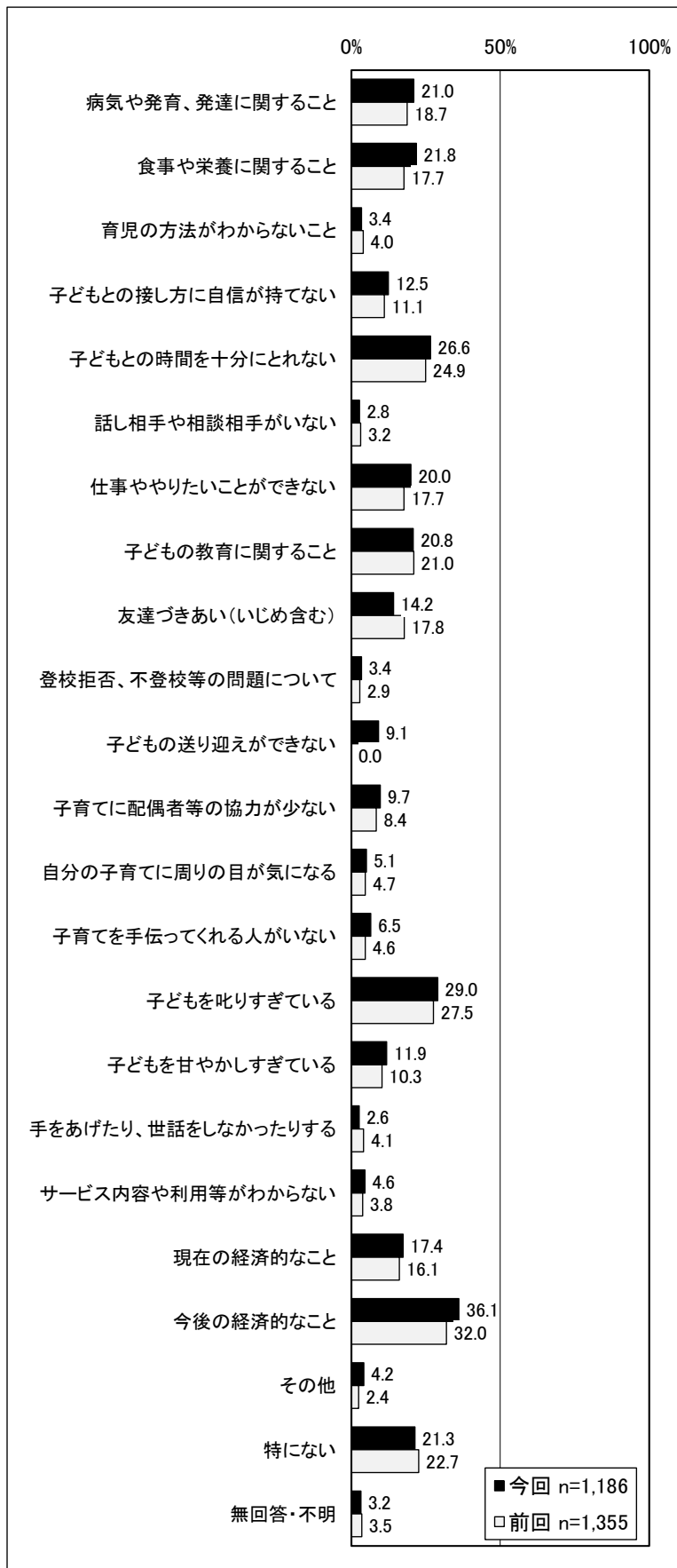
【小学生以下調査】

- ・どこで聞いてもらえるかよくわからない
- ・町外から引越しをしてきて場所などわからない
- ・情報をどこで聞いてよいかよくわからない
- ・先天性の病気があるので細かなことを気軽に相談できない、分かってもらるのが難しい
- ・ひとり親での仕事、家事、介護の為、相談できる時間が無く、場所もわからない
- ・父子家庭だと相談に行けても話しづらい環境が多い
- ・そんなになじみがないのに相談したいとは思えない

【中学生以上調査】

- ・気軽に話せる人がいない
- ・多少相談（進路等）することはあったが、本人の特性等も含めて親身になってもらった感覚がない。その相談した相手の主観や思いが強く、受け入れきれず。
- ・仕事や家事に時間がとられて、人と話す時間がない
- ・自分の家庭の事を他人に話したとてと思う
- ・職場に子どもがいる人がいない
- ・近所付き合いがない
- ・誰かに相談する必要性（機会）が特になかった
- ・友人がいない
- ・今のところ必要を感じていない
- ・どの様な場面で、誰に相談したら良いのか判断がつかない
- ・うまく人に相談できない
- ・自分の親が近くにいないと頼れない、信頼できる人がいない

③悩んでいること（小学生以下調査）



1 位：

「今後の経済的なこと」(36.1%)

2 位：

「子どもを叱りすぎている」(29.0%)

3 位：

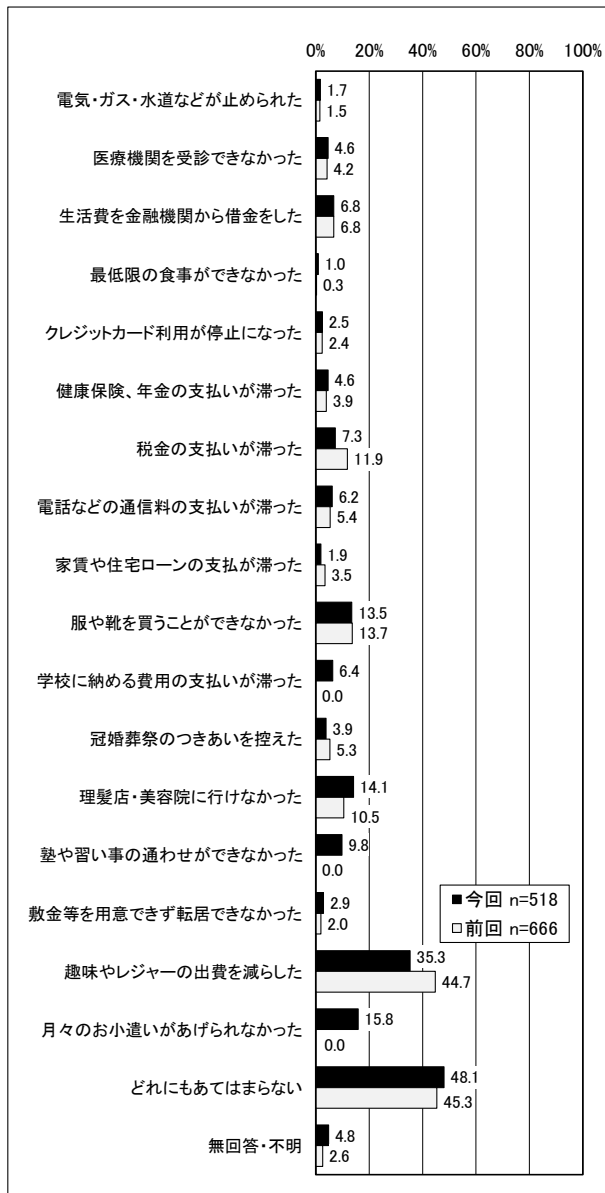
「子どもとの時間を十分にとれないこと」
(26.6%)

※前回調査と比較して順位の変動はありません。

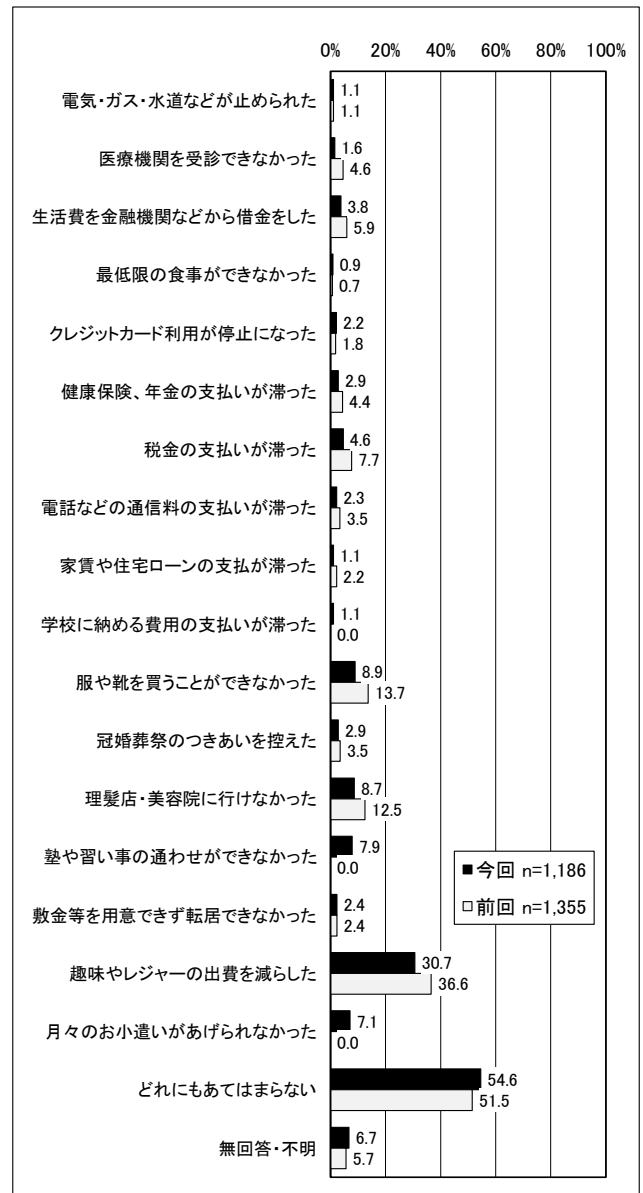
④子どもに関する経済的理由での経験

何らかの事柄を経験したことがある割合は、
小学生以下調査で 47.1%、中学生以上調査で 38.7%

【小学生以下調査】



【中学生以上調査】

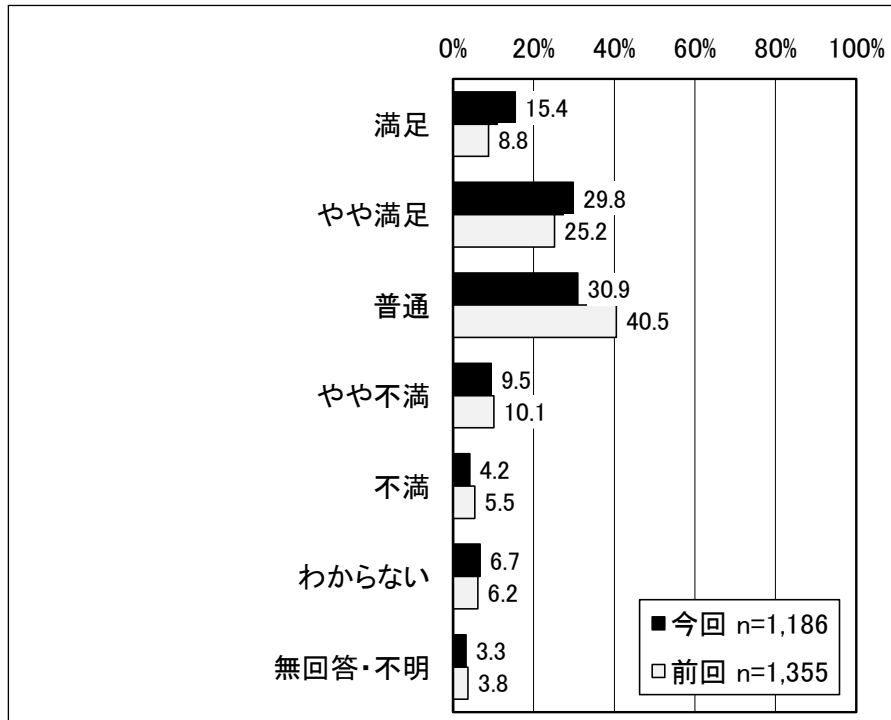


⑤町の子育て支援満足状況

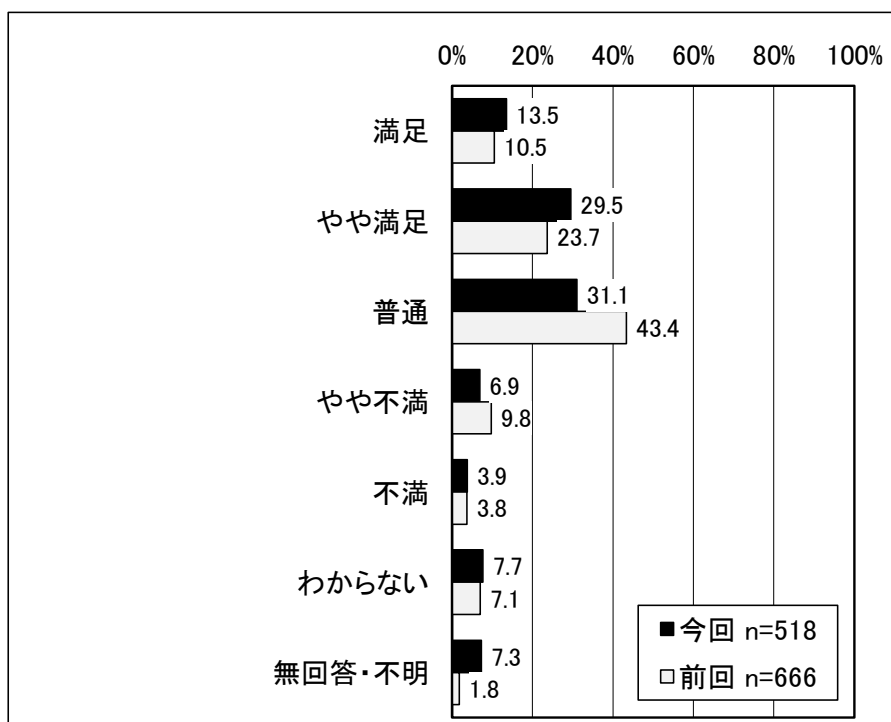
小学生以下調査：満足（「満足」＋「やや満足」＋「普通」）は、76.1％

中学生以上調査：満足（「満足」＋「やや満足」＋「普通」）は、74.1％

【小学生以下調査】



【中学生以上調査】

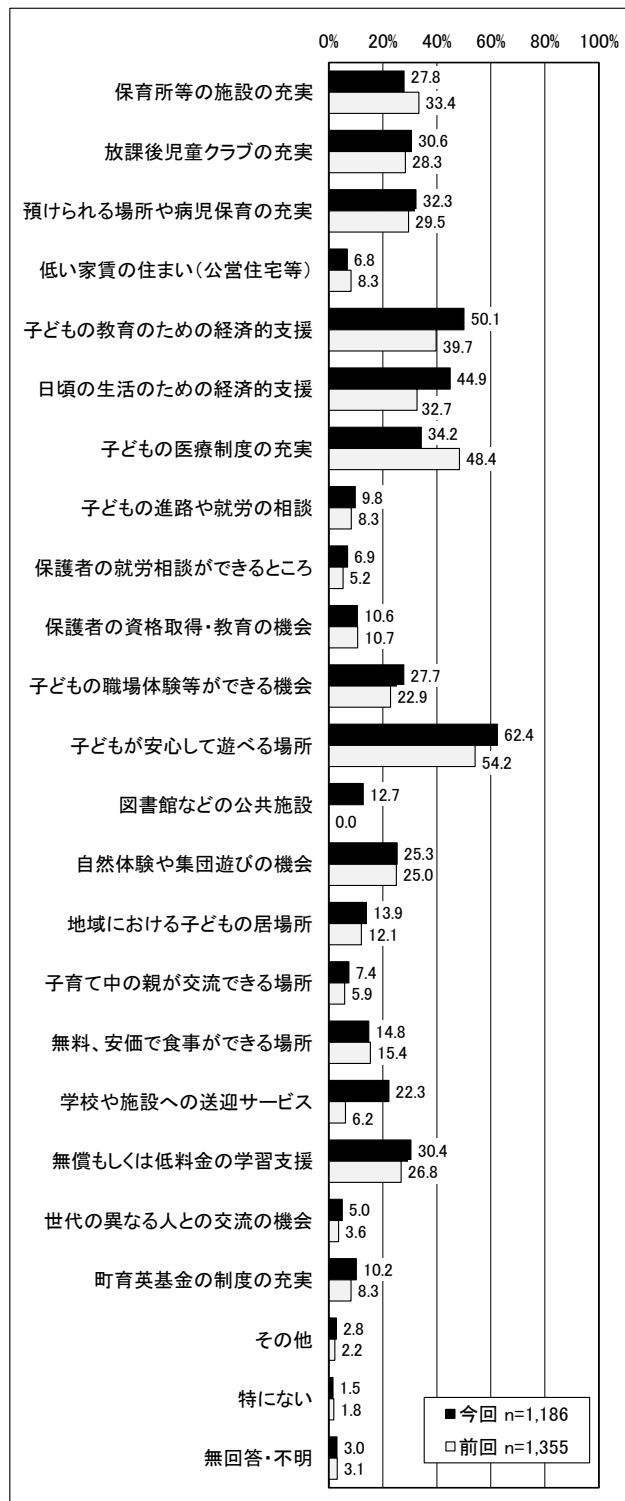


⑥充実を望む子育て支援策

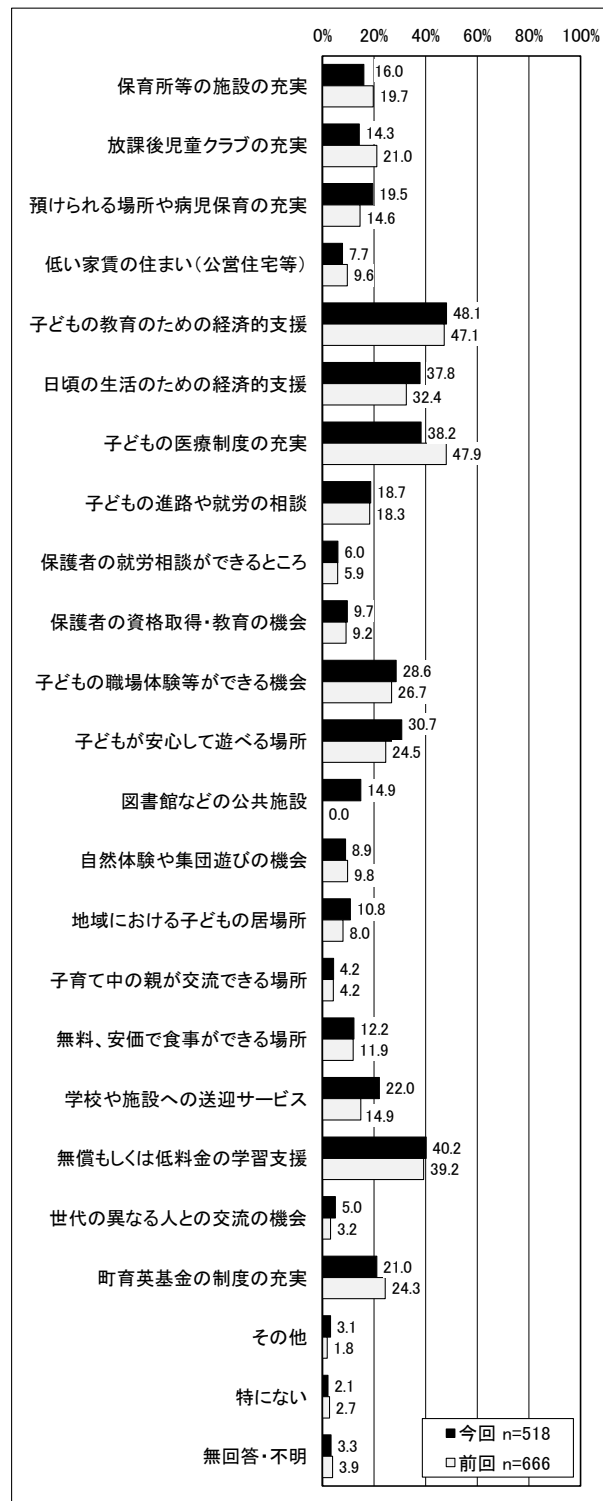
小学生以下調査：1位「子どもが安心して遊べる場所」（62.4%）、2位「子どもの教育のための経済的支援」（50.1%）、3位「日頃の生活のための経済的支援」（44.9%）

中学生以上調査：1位「子どもの教育のための経済的支援」（48.1%）、2位「無償もしくは低料金の学習支援」（40.2%）、3位「子どもの医療制度の充実」（38.2%）

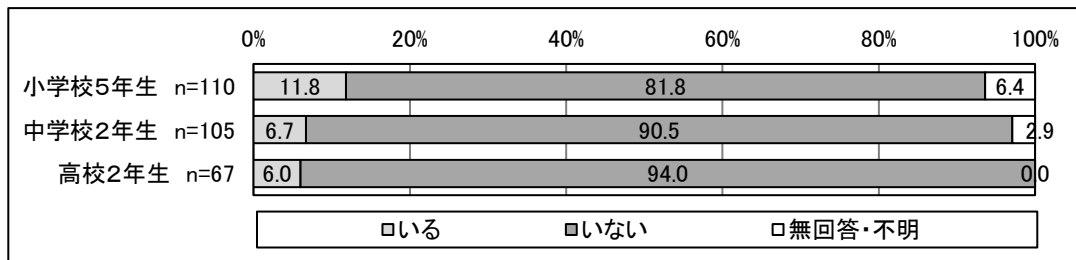
【小学生以下調査】



【中学生以上調査】

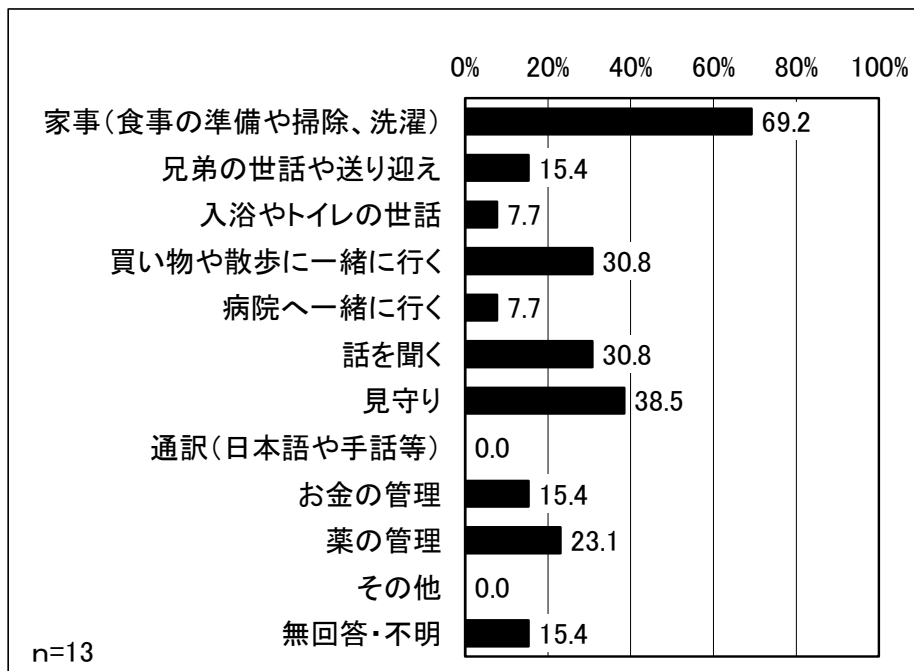


⑦ヤングケアラーの状況：世話をしている家族の有無

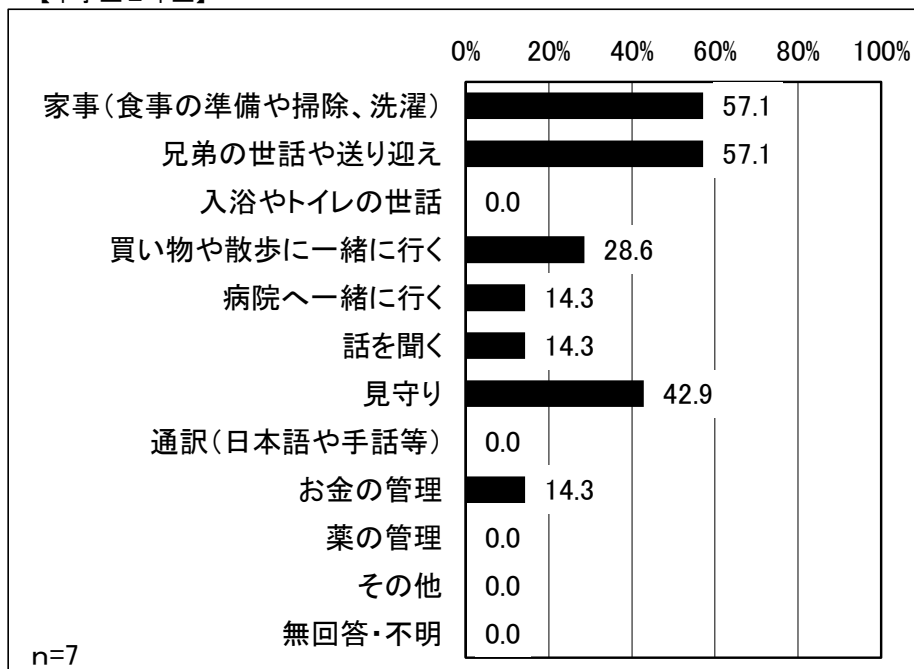


⑧ヤングケアラーの状況：世話の内容

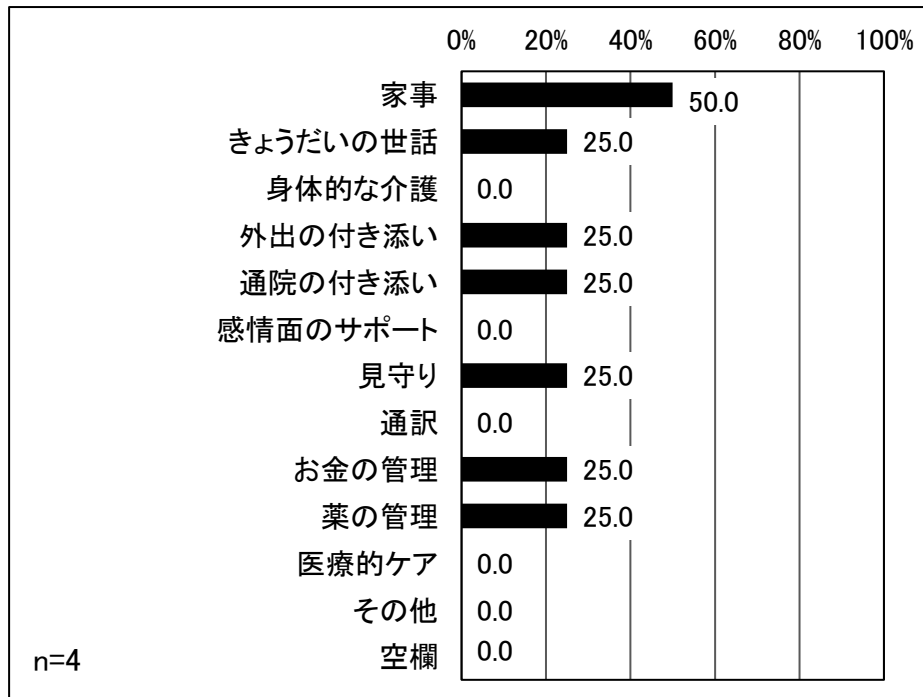
【小学生5年生】



【中学生2年生】

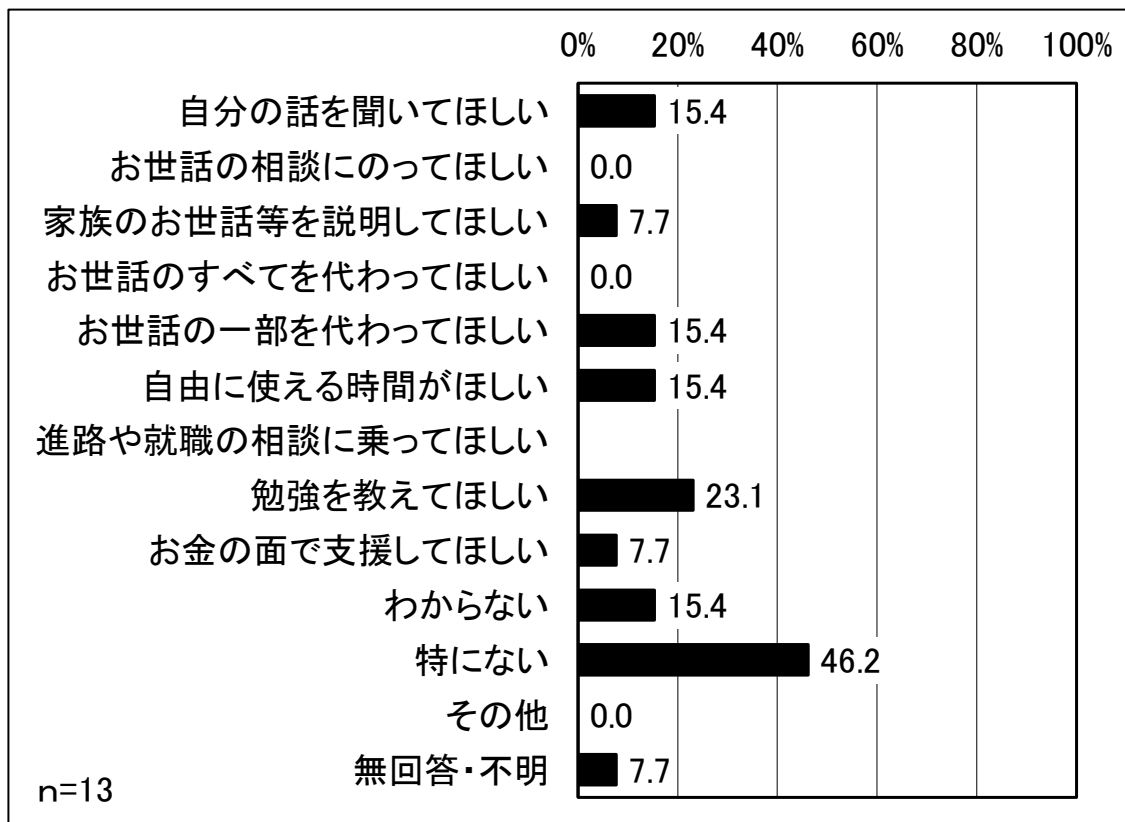


【高校生2年生】

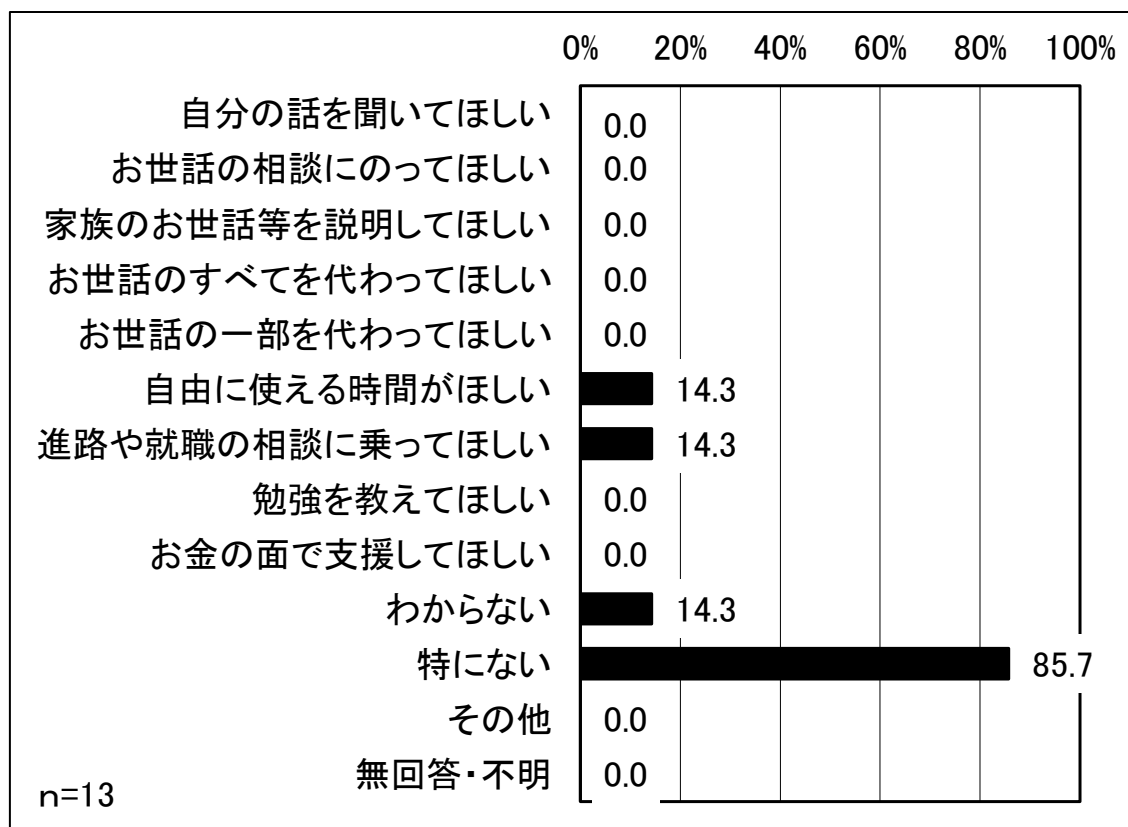


⑨ヤングケアラーの状況：学校や周りの大人にしてもらいたいこと

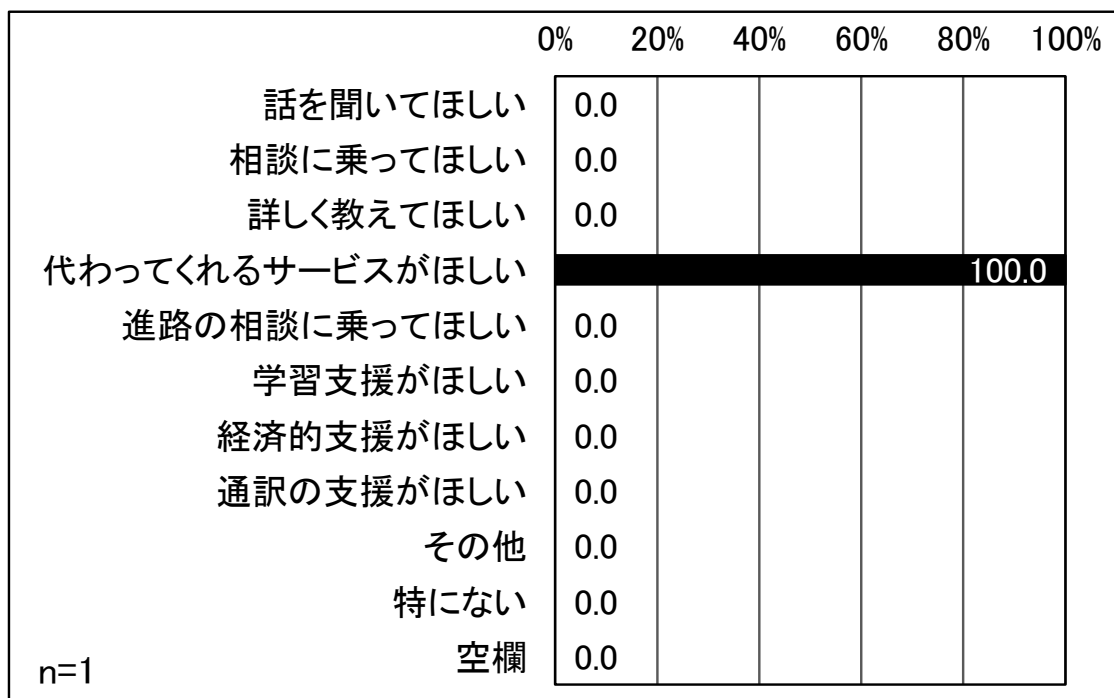
【小学生5年生】



【中学生 2 年生】



【高校生 2 年生】



6. 第2期計画の評価

金ケ崎町の子ども・子育て支援の事業・施策の実施状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査及び子どもの生活に関する調査の結果などをもとに、第2期計画において設定したフレームに沿って、本町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状や課題について主なものを整理しました。

■第2期計画における施策フレーム

基本目標	施策の方向
1. 地域における子育て支援の充実	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 育児相談、情報提供体制の充実
2. 母親と子どもの健康の確保及び増進	(1) 切れ目のない母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の整備
3. 教育環境の整備と健全育成の充実	(1) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 ①子どもの健全育成 ②確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 生活環境の整備 (2) 安全・安心の確保
5. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 就労環境の整備 (2) 家庭での男女共同参画の推進
6. 支援を必要とする子どもへの 取組の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実 (4) 子どもの貧困に関する支援の推進

■地域における子育て支援の充実

- 教育・保育サービスの充実
- 育児相談、情報提供体制の充実

【町の事業・施策の実績】

□子どもが幼稚園や保育所等から小学校に円滑に移行できるように幼保小合同会議を開催し、情報共有を行うとともに、質の高い就学前教育・保育の充実を図るため、幼稚園教諭及び保育士の研修会を実施し、幼稚園評議員会を開催して地域の意見を取り入れるように努めました。

□保護者の負担軽減を図るため、幼稚園や保育所等、認可外保育施設、預かり保育事業等の費用を給付しました。また、認可保育所等の副食費に関して第3子以降を免除としました。

□保育施設等を利用しない保護者の負担軽減を図るため、日中家庭で乳幼児を育てる保護者に在宅子育て応援金を交付しました。令和6年度から対象者及び金額を拡大しました。

□子育て情報を提供するため、子育て情報ガイドの配布や町広報及びホームページへの掲載、健診等での紹介に努めました。また、子育て支援相談員を子育て支援課と教育委員会へ配置し、相談及び連絡調整を行いました。

□子どもを保育所等や学童保育所へ預ける家庭が増えており、保育士や放課後児童支援員の処遇を改善するため、令和３年度から事業者へ補助をしています。また、町内保育施設へ就職した常勤の保育士に対し、「金ケ崎町保育士就職支援助成金」「金ケ崎町保育士奨学金返還補助金」の交付を行いました。併せて、保育人材確保のため、子育て支援員研修を実施しました。

□金ヶ崎学童保育所の入所児童が増えたため、令和6年度に入所待機が生じました。

【調査等の結果】

子どもの生活に関する調査（◆子ども） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者）

◇気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」との回答は、小学生以下の保護者が 4.4%、中学生以上の保護者が 10.0%で、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

◇「いない／ない」理由では、「どこに相談してよいのかわからない」という回答が複数ありました。

◇小学生以下の保護者の悩んでいることの中では、「サービス内容や利用等がわからない」は比較的少なく4.6%ですが、前回調査と比較し0.8ポイント増えています。

◇小学生以下の保護者の充実を望む子育て支援策について、「保育所等の施設の充実」との回答が前回調査よりも5.6ポイント減少し27.8%です。

事業者・団体等へのヒアリング調査

○保育所等の保育士等や学童保育所の放課後児童支援員が不足している。

○ファミリー・サポート・センター事業の利用が進んでいない。

○急病による通院や急な残業などで子どもを預けたいが、難しい。

○親子が集える場所が少なく、地域での交流も少なくなっている。

○サークル活動に新規の参加者が集まりにくい。また、異なる年代の子をもつ保護者同士で交流して成長段階に応じた情報を得たい。

○国際交流協会と外国にルーツを持つ子どもや家庭との接点がない。



課題

⇒保育士や放課後児童支援員の人材不足が課題であり、職員の働き方の多様化も含め早急な対策が必要です。

⇒サービス内容等がわからない保護者がおり、子育てに関する総合相談窓口やサークル活動、国際交流協会など相談先を含む情報を保護者につなぐ方法を工夫することが必要です。

⇒緊急時の子どもの預け先に関するニーズが多く対策が求められています。

⇒地域の中で親子が気軽に交流できる場づくりが求められています。

⇒ファミリー・サポート・センター事業の利用推進や子ども食堂を含む居場所づくりの充実が必要です。

■母親と子どもの健康の確保及び増進

- 切れ目のない母子保健対策の充実
- 思春期保健対策の整備
- 食育の推進
- 小児医療の整備

現 状 ・ 評 価	【町の事業・施策の実績】 □妊娠期から子育て期において、母子保健事業を通じて情報提供や子育ての相談に応じるなど切れ目ない支援の充実を図り、育児不安の軽減に努めています。また、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図っています。 □分娩施設が減少したことにより、妊婦が安心して出産できるよう支援するため妊産婦サポートタクシー助成券の交付や妊産婦宿泊費等の助成など経済的負担の軽減を図っています。また、子どもや妊産婦の医療費助成を継続して実施しました。 □出生数は減少していますが、母乳育児支援や乳房トラブルに対するケア及び助言を求め、産後ケアのニーズは高まっています。 □親子の交流の場やイベントについては、新型コロナウイルス感染症のまん延時は、感染予防策を講じながら、離乳食教室やパパママセミナーを開催し交流の場を提供しました。子育て支援センターにおいても、交流の場となる事業の開催及び情報提供を行っています。 □子どもたちの心身の健やかな成長を支援するため、小中学校にスクールカウンセラーの配置や薬物・飲酒・喫煙・性教育など思春期の保健教育を行っています。 □正しい食習慣の重要性などの理解を深めるため、健診や離乳食教室での啓発、学校栄養教諭による食育授業などの食育を推進しています。町内産食材が入手困難の中、可能な限り地産地消に努めています。 □救急医療体制の確保のため、休日・夜間診療所への運営支援及び情報提供に努めています。 □出生から18歳に達する以後最初の3月31日までの子どもを扶養する世帯に医療費の助成を行っています。 【調査等の結果】 子どもの生活に関する調査（◆子ども） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者） ◇小学生以下の保護者が子育てで悩んでいることでは、「食事や栄養に関すること」（21.8%）、「病気や発育、発達に関すること」（21.0%）など健康等に関する項目が比較的多くなっています。 ◇保護者が充実を望む子育て支援策では、「子どもの医療制度の充実」が小学生以下の保護者が34.2%で、前回調査より約15ポイント、中学生以上の保護者が38.2%で、前回調査より約10ポイント減少しています。 事業者・団体等へのヒアリング調査 ○他市町村の産後ケアの施設で、母乳相談や父親育て（父の子育て相談）をしてくれたので、手軽に専門的な相談を個別にできる場所がほしい。
-----------------------	---

課 題	⇒子どもの病気や発育、発達に関する悩みが比較的多いことから、相談支援の充実が求められます。
	⇒妊婦訪問や子育て相談などを通じて、母子の健康状態、授乳や育児の不安に対する切れ目のない相談支援が重要となります。
	⇒母乳育児支援や乳房トラブルに対するケア及び助言を求め、産後ケアのニーズが高まっていることから、産婦に寄り添ったタイムリーな提供が求められています。
	⇒子どもが体調を崩した際に、身近な場所で医療を受けられる環境づくりが必要です。

■教育環境の整備と健全育成の充実

○生きる力の育成に向けた教育内容の充実

・子どもの健全育成・確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり

○家庭や地域の教育力の向上

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現 状 ・ 評 価	【町の事業・施策の実績】 □子どもが健やかに成長し自分らしく活躍できる場の確保とともに、子どもが安全に安心して過ごせる居場所を確保するため、放課後子ども教室等を行ないました。 □コミュニティや地域の活動団体等と協働し、保育所地域活動や地区生涯教育センター等の事業を通じて、自然体験や社会体験の学習、様々な世代と触れ合える交流会等を行ないました。 □確かな学力の向上や教職員の指導力向上のため学力向上対策委員会を設置して課題の改善を図り、学校運営協議会や学校行事を通じて地域の意見を取り入れながら、地域に開かれた学校づくりを進めていました。また、スクールカウンセラーの配置など、子どもたちの心に寄り添い様々な悩みの相談に対応しています。 □多くの人々が子育てに関心を持ち、安心して関わるができるように、教育・保育施設や小学校、生涯教育センターで家庭教育講演会等を開催しました。令和2年度から家庭教育支援チームリーダーを配置して、保護者や学校からの相談に対応しました。 □子どもを取り巻く有害な情報や環境へ対応するため、インターネットの適切・安全・安心な利用に係る講座を開催しました。地域安全活動としてのパトロールは夏祭りが開催されないため、時代に合わせた活動に移行します。また、児童生徒のいじめ等に対する相談・指導は状況に応じて対応し重大事案の発生防止につながりました。 【調査等の結果】 子どもの生活に関する調査（◆子ども）子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者） ◆困ったこと等の相談を「しない・できない」との回答は、小学校5年生が8.2%、中学校2年生が5.7%、高校2年生が3.8%で、小学生が多くなっています。 ◆半年以内に、「いじめられたり、からかわれたりする」経験では、小学生が23.7%、中学生が4.8%、高校生が15.2%で、小学生が多くなっています。 ◇中学生以上の保護者が子どもに関して心配なことは、「子どもの学習や進路」（58.0%）が1位ですが、前回調査と比較すると約10ポイント減少しています。 ◆小学校5年生があれば利用したいと思う居場所として、食事を食べることができる場所が31.8%、勉強を無料で見てくれる場所32.7%、何でも相談できる場所が35.5%で、希望する子どもが多いことが分かります。 事業者・団体等へのヒアリング調査 ○保護者が仕事で忙しく子どもと向き合う時間が少ない。 ○家庭の中で子どもがメディアに触れる割合が増え、身体や脳を使った関わりが減少しているためか、全体的な幼さが出るような子どももいる。 ○児童の預かり等で困っている家庭へNPO法人の活動を伝えたいが、保護者への周知がうまくいかず、町内で定着できていない。
-----------------------	--



課 題	⇒子どもの健全な成長のため、家庭での過ごし方や子どもとのコミュニケーションについて、保護者が主体的に考え行動できるようにする取り組みが必要です。 ⇒保護者や関係機関、地域が一体となって、子育てをしていく意識の醸成が改めて求められています。 ⇒少数の子どもですが相談できる人がいないとし、居場所を求める子どもが多いことから、居場所などの多様な相談先の情報発信が重要です。
--------	---

■子育てを支援する生活環境の整備

○生活環境の整備

○安全・安心の確保

現 状 ・ 評 価	【町の事業・施策の実績】 □子どもが身近な地域で安心してのびのび遊べる場を確保するため、遊具施設の法定点検を年1回行って修繕・撤去を実施するなど、公園の管理を行っています。期間中の事故件数は、0件でありました。 □老朽化による遊具等の公園施設の更新や樹木の伸長に伴う剪定で管理経費が増加しています。 □通学路等での安全確保のため、学校や地域からの要望に基づき、交通安全施設の点検を実施し、警察及び道路管理者に改善要望書を提出しました。その結果、令和5年度に押ボタン式信号気が設置されました。 □保育所等、幼稚園、小中学校で主体的に交通安全教室を開催して児童生徒へ啓発をしています。 □各校にスクールガードの配置を行なって講習会を開催し、地域全体で子どもの安全を守る環境整備に努めました。 □スクールバスについて、令和6年度より乗車基準距離を緩和して、通年許可とし、子どもやその保護者の支援を図っています。 【調査等の結果】 子どもの生活に関する調査（◆子ども） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者） ◇充実を望む子育て支援策では、「子どもが安心して遊べる場所」が小学生以下の保護者が62.4%で最も多く、前回調査より8.2ポイント増加しています。 ◆交通手段の調査では、小学校5年生・中学校2年生・高校2年生が遊びや習い事のためにバスを利用するとの回答はありませんでした。習い事で自動車（親）と回答した割合は、小学校5年生が52.7%、中学校2年生が47.6%、高校2年生が22.4%となっています。 事業者・団体等へのヒアリング調査 ○天候の影響を受けず、小学生以上の子ども達が体を動かし遊べる場があると良い。 ○公共施設（地区センター）の各部屋にエアコンがあると活動しやすい。 ○学校へ街灯整備を要望しても、なかなか設置されない。 ○雨や雪の日に登下校の途中まででもスクールバスの混乗をしてほしい。
-----------------------	---



課 題	⇒天候や自然環境の変化により、小学生以下の子どもが通年で安全に体を動かして遊べる場が求められます。 ⇒町内から寄せられる安全・安心に関する要望については、当該箇所の点検や優先順位を踏まえた対策を講じるとともに、関係機関や地域と検討結果の共有をもとに対応していく取組が大切です。
--------	--

■ワーク・ライフ・バランスの推進

○就労環境の整備

○家庭での男女共同参画の推進

現 状 ・ 評 価	【町の事業・施策の実績】 □ワーク・ライフ・バランスの考え方を浸透させ、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等へ休暇制度等の普及啓発に努めています。 □育児・介護休暇等制度について、役場1階でチラシを配架するとともに、商工関係団体へ制度を周知しました。また、妊婦及びその家族へ母子健康手帳交付時やパパママセミナー、妊婦訪問の際に制度をお知らせし、一定の周知・啓発ができました。 □家庭内でも男女がともに協力して役割を担い、固定的な性別役割分担意識にとらわれることがないよう、子育て支援センターにおいてパパデイを偶数月に開催して父親の育児参加に対する意識の醸成を図っています。 【調査等の結果】 ・ 子どもの生活に関する調査（◆子ども） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者） ◇小学生以下の保護者が子育てで悩んでいることでは、「子どもを叱りすぎている」が29.0%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が26.6%、「仕事ややりたいことができない」が20.0%で上位となっており、前回調査より数ポイント増えています。 ◆中学校2年生と高校2年生への調査では、希望の仕事が町内に「すべてある」「ある仕事が多い」との回答が中学校2年生で37.2%、高校2年生で43.4%ですが、将来働きたい地域で町内との回答が中学校2年生で7.6%、高校2年生で6.6%となっています。 事業者・団体等へのヒアリング調査 ○親が忙しく、子どもの生活リズムが崩れてしまうことや、家庭でゆっくり子どもと向き合う時間が少ない。 ○父親が子どもとの関わりや家事などを積極的に行っている。
課 題	⇒家庭での親の時間のゆとりのなさが、子どもの不規則な生活やコミュニケーション低下にも影響している可能性があることから、企業におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進することが求められます。 ⇒家庭内における家事支援等の様々なサポートも重要です。 ⇒希望の仕事が町内にあるが、町外で働きたいとの回答が多かったことから、将来に子どもが町内で働きたいと思える環境を整えることが大切です。

■支援を必要とする子どもへの取組の充実

○児童虐待防止対策の充実

○ひとり親家庭の自立支援の推進

○障がいのある子どもへの支援の充実

○子どもの貧困に関する支援の推進

現 状 ・ 評 価	【町の事業・施策の実績】 □妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するために令和2年度に子育て世代包括支援センター、虐待の発生予防・早期発見のために令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、体制の整備に努めました。 □児童虐待等に関する関係機関との情報共有、面接、家庭訪問等を随時実施しておりますが、相談件数は増加傾向にあります。要保護児童に係る関係者への研修会実施、職員の講習会参加を行い、相談体制の強化や相談対応の質の向上に努めました。 □ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、県実施の児童扶養手当給付事業などの相談や受付、医療費助成の給付など経済的支援の充実を図りました。 □発達の遅れなど支援が必要な子どもについては、乳幼児健診などの機会を通して早期発見・早期療育に取り組みました。支援が必要な子どもは増加傾向にあり、療育教室を開催し、発達に関する身近な相談の場を提供しました。 □障がいのある子どもが教育や保育を受けることができるよう、医療費助成や特別児童扶養手当給付事業等の相談や受付、教育・保育施設や学校、学童保育所への障がい児受入の実施などの体制充実を図り、きめ細かな配慮・対応に努めました。 □医療的ケア児の支援体制を図るため、令和3年度から小学校に看護師を配置しました。 【調査等の結果】 子どもの生活に関する調査（◆子ども） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（◇保護者） ◇小学生以下の保護者が子育てで悩んでいることは、「今後の経済的なこと」が 36.1%で最も多くなり、前回調査と比較して 4.1 ポイント増えています。 ◇中学生以上の保護者の経済的理由による経験では、「月々のお小遣いがあげられなかった」が 15.8%、「塾や習い事の通わせができなかった」が 9.8%、「学校に納める費用の支払いが滞った」が 6.4%で、小学生以下の保護者と比べて多い傾向にあります。 ◇充実を望む子育て支援策では、「子どもの教育のための経済的支援」が小学生以下の保護者で 2 位（50.1%）、中学生以上の保護者で 1 位（48.1%）となっています。 ◆世話をしている家族の有無では、小学校5年生で 11.8%、中学校2年生で 6.7%がいると回答しており、中学校2年生の中には世話をしていることで「学校を休んでしまう」との回答が 14.3%ありました。 事業者・団体等へのヒアリング調査 ○ヤングケアラーは把握が難しい。 ○支援が必要な子どもが増加し、その保護者支援の場も必要となる。 ○発達障がいについて、保護者が相談する場がない（分からない）し、理解が不足している。
課 題	⇒虐待や貧困、ヤングケアラーについては、関係機関と連携して早期発見に努めるとともに、適切な対応をとることが大切です。そのため、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援体制を整備することが必要です。 ⇒支援が必要な子どもが増えており、教育・保育施設への専門職配置が求められています。 ⇒ひとり親家庭や支援が必要な子の保護者などに対する情報提供、生活支援、相談支援等の強化が求められています。 ⇒共生社会を実現できるよう障がい（特に発達障がい）の理解について、啓発が必要です。

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

家族すこやか地域が育むまち

保護者が子育てにおいて最も重要な役割と責任を有するという基本的認識の下、地域全体で子育てを支え、子どもが心身ともに健やかに育つことを目指します。全ての子どもが、その育った環境にかかわらず、公平に教育と福祉を享受し、夢や希望を持って未来に挑戦できる社会を実現します。また、子どもの最善の利益を最優先に考え、家庭だけでなく地域社会全体で子どもや子育て家庭を包括的に支援し、共に子どもを育む環境づくりを推進します。

2. 基本的な視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を次の3点にまとめます。

(1) 子どもの視点

全ての子どもは、次代を担う存在として、その権利と個性が尊重されるようにします。子どもは、安全に心身ともに健やかに育ち、個々の特性を最大限に発揮する、または子ども自らが意見を表明し、社会に参加するものとし、保護者や地域社会はその環境を整え機会を大切にします。

(2) 保護者の視点

保護者が子育てにおいて第一義的な責任を持つことを認識しつつ、子育てに伴う不安や負担を軽減するため、行政、企業、地域社会が一体となって支援します。子育てしやすい環境の整備とともに、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、社会全体で支援を行います。

(3) 地域の視点

地域社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り、子育て支援のための社会資源を有効活用することを重視します。地域住民一人ひとりが、子どもの成長を支える一翼を担い、子どもが健やかに育つ環境の醸成を目指します。また、地域と行政が連携し、全ての子どもが平等に支援を受けられる仕組みを整備します。

計画の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）等、社会環境の変化に伴う新たな政策課題等の要素を反映します。

貧困や不平等・格差などに対して根本的な解決に向けての取組を進め、誰一人として取り残さないような環境をつくるといった視点を大切にします。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

日本では、2016年（平成28年）に「SDGs推進本部」を設置、「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策が示されました。



3. 基本目標

基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を掲げ、子育て支援を推進します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

地域社会全体で、子育て家庭が安心して過ごせる環境を整備し、待機児童対策や緊急時の一時保育、地域子育て支援事業の充実を図ります。特に、保護者が緊急の際の子どもの預け先を確保できるよう、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、保護者の負担軽減や支援体制の整備を推進します。そのためには、保育士や放課後児童支援員の人材不足が課題であり、適切な人材確保に向けた対策と職員の働き方の多様化に対応した体制づくりを進めます。また、全ての家庭が公平に教育・保育サービスや子育て支援サービスを利用できるよう、支援が必要な子どもへのきめ細やかな配慮と支援を推進し、相談窓口間の連携を強化してワンストップでの対応が可能な体制を構築します。

さらに、核家族化や労働環境の変化により、保護者が育児に対して孤立感や不安を感じやすい状況にあることを踏まえ、育児ストレスの軽減や子どもの健全な発達を支えるため、児童虐待の早期発見・予防に積極的に取り組みます。親子が気軽に交流できる場を通じて、子育てに関する情報を多方面から提供することで、地域全体での支援体制を強化します。また、全ての子育て家庭に必要な支援ができるよう、子育てに関する総合相談窓口や交流や支援をする団体の活動を含む情報を適切に発信していきます。

◇教育・保育サービスの充実

◇育児相談、情報提供体制の充実

基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進

妊産婦とその家族が安心して妊娠・出産・子育てを行える環境づくりは、母子の健康と子どもの健やかな成長にとって不可欠です。妊娠期から出産、そして子どもの成長過程において、一貫した相談・支援が提供されるよう、母子保健サービスの充実を図ります。また、子どもが体調を崩した際に身近な場所で医療を受けられるよう、関係機関と連携し、環境づくりに努めます。

さらに、思春期における健康支援や、食育の推進を通じて、心身のバランスの取れた成長を支援し、子どもが健康で安全に育つための保健・医療サービスを確実に提供していきます。

◇切れ目のない母子保健対策の充実

◇思春期保健対策の整備

◇食育の推進

◇小児医療の整備

基本目標3 教育環境の整備と健全育成の充実

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、異年齢や世代間の交流機会が減少し、家庭での子育て力の低下や、子どもとの関わり方に悩む保護者が増加しています。このような背景の中で、教育・保育施設、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を理解し、相互に支え合うことで、子どもが心身ともに健全に育つ環境を強化することが重要です。

また、子どもの成長は乳幼児期から学齢期まで途切れることなく続くため、家庭から幼稚園、保育所等、そして学校教育までの円滑な接続を図ることが求められます。このため、子どもを中心に据えた施設間の連携を強化し、子どもの居場所や多様な相談先の確保など地域が一体となって切れ目のない支援を提供します。

さらに、子どもの人格形成の基礎は家庭にあり、幼児期から健全な生活習慣を身に付けることが大切です。保護者が親として成長し、学び続けるための情報提供や各種研修を充実させ、家庭教育力の向上を支援します。

◇生きる力の育成に向けた教育内容の充実

◇家庭や地域の教育力の向上

◇子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して外出し、自由に活動できる環境や体を動かせる遊び場を整備することは、子育て家庭を支える上で欠かせない視点です。町内では、小学生以下の子どもが遊べる公園や施設の整備が求められていることから、既存施設の有効活用を図るとともに、公園トイレのユニバーサルデザイン化なども含め、ソフト面・ハード面の両方で設備の改善を進め、子育て世代にとって魅力的で住みやすいまちづくりを推進します。

また、全国的に子どもを狙った犯罪や登下校時の交通事故が発生する状況を踏まえ、地域全体で子どもを見守り、安全な環境を維持するための取り組みを強化します。通学路の安全点検を定期的実施し、必要に応じてインフラ面での整備を行い、関係機関や地域と連携及び調整しながら子どもたちが安全に通学等できる環境づくりに努めます。

◇生活環境の整備

◇安全・安心の確保

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の社会進出や経済環境の変化に伴い、共働きの子育て家庭が増加する中、長時間労働の是正や働き方の多様化が進まず、子どもと過ごす時間が不足していることに悩む保護者が多く見受けられます。国が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、全ての国民が働きがいを持ちつつ、家庭や地域社会における役割も果たし、人生の各段階で多様な生き方が実現できる社会を目指しています。

このような社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの拡充とともに、働き方を見直すための社会全体での意識改革が必要です。長時間労働の是正や柔軟な働き方を促進し、男女がともに子育てに向き合える環境を整えるために子育て家庭へ学習機会を提供して意識の醸成を図るとともに、企業や地域社会への情報提供や相談支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

◇就労環境の整備

◇家庭での男女共同参画の推進

基本目標6 支援を必要とする子どもへの取組の充実

全ての子どもが、いかなる状況においても等しく尊重され、健やかに成長する権利を保障されるべきです。特に、児童虐待は子どもの心身の成長に深刻な影響を与え、最悪の場合には命を奪う事態を招くこともあります。虐待は表面化しにくい問題であるため、要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所、民生委員、社会福祉協議会など多機関が連携し、様々な部署での情報を共有しながら虐待の予防、早期発見、早期対応を強化します。これには、相談窓口の充実、各種健診や訪問事業の拡充が含まれ、関連事業間での連携を進めます。また、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対して相談対応及び必要な支援へつなぐように努めます。

ひとり親家庭が直面する経済的・精神的な困難に対しては、日常生活のサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援などを通じて、ひとり親家庭の生活の安定と自立を総合的に支援します。

また、子どもの貧困対策として、子どもの将来が生育環境に左右されることなく、世代を超えた貧困の連鎖を断つために、経済支援、生活支援、教育支援、保護者の就労支援を含む包括的な環境整備を推進します。

地域の中で、障がいのある子どももない子どもも、自分らしくいきいきと暮らすことができる環境を整えることが重要です。発達に課題を持つ子どもなど、支援が必要な子どもが増加している中で、早期発見と関係機関や保護者との連携を強化し、子どもを中心とした包括的な支援体制を構築します。

◇児童虐待防止対策の充実

◇ひとり親家庭の自立支援の推進

◇障がいのある子どもへの支援の充実

◇子どもの貧困に関する支援の推進

4. 重点プロジェクト

第2期の計画では「情報提供方法・内容の充実」を重点的に取り組み、子育てに関する情報を町の広報やホームページを通じて随時発信し、町及び関係機関、地域の情報を集約しながら作成した子育て支援情報ガイドを妊婦や子育て家庭へ無料で配布しました。その結果、子育て情報ガイドや町ホームページなどを「知っている」「利用している」「利用したい」の割合が増加しました。しかし、支援が必要な家庭をサポートする子育て支援センターやファミサポ等を利用する人数が増えない反面、アンケート調査では「サービス内容や利用等がわからない」保護者の増加や気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答する保護者がみられました。また、相談できる人や居場所を求める小学生が3割以上いることが分かりました。

以上のことから、本計画では、以下の取組を重点プロジェクトと定め、計画期間中に重点的に推進していきます。

重点プロジェクト「伝える・つなぐ・支え合う」

本町では、第2期計画の重点プロジェクトを「とどけ！子育て情報プロジェクト!!」とし、情報提供方法及び主な内容、情報集約の方法に取り組みました。本計画では、子育て情報プロジェクトに引き続き取り組むとともに、支援を必要とする子どもや子育て家庭と、支援をする施設（事業）や活動する人（団体）とがつながり、地域全体で支え合う取組を強化するため、重点プロジェクトに「Ⅱ. つなぐ」「Ⅲ. 支え合う」を追加して、以下のとおり実施します。

①プッシュ式情報発信
（SNS など）

②町の広報及びHP 等による
子育て及び教育・保育
施設など情報の充実

③各種窓口、健診及び
教室での情報発信

Ⅰ. 伝える

①こども家庭センターでの
相談支援及びコーディネート

②子育て支援センターでの
相談支援

③利用者支援事業での相談
支援及び関係課間の連携

④家庭教育相談支援事業で
の相談支援及び関係団体
との連携

Ⅱ. つなぐ

Ⅲ. 支え合う

各種相談対応から次の事業や施設等へつなぎ、支え合います。

①子育て講座、サークル活動、各種団体の交流機会など

②一時預かり、学童保育所、放課後子ども教室、ファミサポ、子どもの居場所など

③療育教室、障がい福祉サービス、要保護児童対策地域協議会など

5. 計画の指標

本計画では、目標達成状況を測定し効果を客観的に把握し継続的な改善をするために、成果指標を設定しています。成果指標については、施策・事業ごとにアウトプット指標を設定し、重点プロジェクトでアウトカム指標を設定しました。

計画期間の5年間の中で重点プロジェクトを推進することにより、以下の目標達成を目指します。

1. 「情報の入手手段がわからない」と回答する人の割合の減少

小学生以下保護者 2.0% → 令和 11 年度目標値 1.5%、
中学生以上保護者 2.9% → 令和 11 年度目標値 2.0%

2. 「気軽に相談できる人・場所がない/ない」と回答する人の割合の減少

小学生以下保護者 4.4% → 令和 11 年度目標値 3.5%、
中学生以上保護者 10.0% → 令和 11 年度目標値 9.0%

6. 計画の体系

本計画の体系を図に表わすと、以下のとおりになります。

基本理念			
家族すこやか地域が育むまち 基本的な視点 ●子どもの視点 ●親の視点 ●地域の視点			



基本目標	施策の方向
1. 地域における子育て支援の充実	(1) 教育・保育サービスの充実
	(2) 育児相談、情報提供体制の充実
2. 母親と子どもの健康の確保及び増進	(1) 切れ目のない母子保健対策の充実
	(2) 思春期保健対策の整備
	(3) 食育の推進
	(4) 小児医療の整備
3. 教育環境の整備と健全育成の充実	(1) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 ①子どもの健全育成 ②確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり
	(2) 家庭や地域の教育力の向上
	(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 生活環境の整備
	(2) 安全・安心の確保
5. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 就労環境の整備
	(2) 家庭での男女共同参画の推進
6. 支援を必要とする子どもへの 取組の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
	(3) 障がいのある子どもへの支援の充実
	(4) 子どもの貧困に関する支援の推進

II 各論

第1章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 教育・保育サービスの充実

全ての子どもが教育・保育の場で心身ともに健やかに成長できる環境を提供するため、幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、研修会等を通じて教育・保育の質の向上を図ります。また、円滑な小学校への移行支援や地域との協力関係を強化するほか、保護者が緊急の際の子どもの預け先（乳児等通園支援事業及びファミリー・サポート・センター事業）や日中保護者が居ない児童への学童保育所（放課後児童健全育成事業）を確保し、保護者の負担軽減や支援体制の整備を推進します。さらに、保育士や放課後児童支援員の人材不足に対応するための検討も進めていきます。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
1	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和8年度より、生後6か月から3歳児未満の児童に対し、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設します。	—	対象者1人あたり月一定時間を上限として、町内1園以上での実施	教育委員会
2	教育・保育に関する研修	町幼児教育アドバイザーを養成し、幼保合同研修や園内研修会等に派遣するなど幼児教育の充実を目指します。	年2回実施。 研究テーマに基づき幼稚園と保育所等の研究成果を発表し、情報共有を行った。	合同研修 年2回以上 園内研修 年1回以上	教育委員会
3	幼稚園・保育所等と小学校及び地域型保育事業所との連携	幼保小合同会議の開催及び幼保と地域型保育事業の連携・協力関係が築けるようコーディネートを行います。	幼保小合同会議を開催し、スタートカリキュラムに基づき協議、情報共有を行った。	幼保小合同会議 年1回実施	教育委員会
4	地域に開かれた教育の実践	幼稚園評議員制度や学校運営協議会、行事等を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。	各幼稚園に幼稚園評議員会を設置し、年1～2回の会議を行った。 各学校に学校運営協議会を設置し、年2～3回の会議を行った。	各幼稚園年3回以上の開催 各学校年3回以上の開催	教育委員会

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
5	幼児教育・保育の無償化	子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付により、幼稚園・保育所・認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業等の事業を利用した際の費用を給付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	国の幼児教育・保育の無償化に則り保護者負担の軽減を行った。	継続実施	教育委員会
6	町認可保育所等副食費支援補助金	認可保育所等における副食費の第3子免除対象者について、町独自制度により対象を拡大し、第3子基準の最年長者年齢を18歳までとします。	第3子の最年長者年齢を18歳に拡大し、実施した。	継続実施	教育委員会
7	外国人及び帰国した幼児の教育・保育等の利用に関する支援	外国人、海外から帰国した児童・生徒の日本語能力を把握し、必要な保育補助員の配置や日本語指導体制を整えます。	対象生徒1人に対し、在籍する中学校に通訳のできる支援員を配置した。	随時対応（端末機器対応含む）	教育委員会
8	在宅子育て応援金交付事業	年2回、月1万円の応援金を申請者に対し支給。新生児に対しては初回の健診等お知らせ時に申請書を同封。転入者に対しては、転入届時にチラシを配布し周知します。	応援金の支給 延べ230人 4,155,000円	応援金の支給及び事業の周知 100%	子育て支援課
9	医療的ケア児のための支援体制の構築	医療的ケア児の心身の状態をふまえて、看護師の配置など必要な支援と現状の環境との乖離を把握し、各関係機関と連携のうえ、協議の場を設置し、児童生徒にとってより良い学びの場の相談に対応します。	小学校に看護師を3名配置	随時対応（学校への看護師配置、関係機関協議）	教育委員会
		保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図り、様々な機会を捉えて協議を行っていくとともに、随時家族等からの相談に対応しながら、障がい児の処遇の向上を図ります。	随時関係機関との協議を実施した。	随時対応（関係機関協議、相談対応）	保健福祉センター

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
10	保育士等の 人材確保	町内保育施設へ就職した常勤の保育士に対する「金ケ崎町保育士就職支援助成金」「金ケ崎町保育士奨学金返還補助金」の交付、保育人材確保のための子育て支援員研修を実施します。	金ケ崎町保育士就職支援助成金を9人に1,080,000円、金ケ崎町保育士奨学金返還補助金2人に47,000円交付した。子育て支援員研修を実施し6人が修了した。	継続実施（新規保育士の確保、支援員研修 年1回以上）	教育委員会
11	放課後児童 健全育成事業	保護者が日中家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るため、学童保育所の入所について、該当する小学生が入所待機としない環境を整えます。そのため、放課後児童支援員や補助員等に対する処遇改善を行い、人材確保につなげます。また、障がい児への保育を促進するため、必要な資格のある支援員の配置を行います。	—	学童保育所 待機児童0人	子育て支援課
12	ファミリー・サポーター・センター	児童を預けたい会員と援助を行う会員との相互援助活動に関する連絡調整を行います。地域子育て支援拠点事業等と連携して、利用促進に取り組めます。	—	利用実績 年15回	子育て支援課

（２）育児相談、情報提供体制の充実

子育て世帯が孤立せず楽しみながら育児をするためには、不安や悩みを気軽に相談できたり、身近な地域での親子同士の交流でつながりを感じたりする環境が重要です。保護者が子育てサービス等の情報を得て有効活用できるよう、子育てに関する総合相談窓口や子育て支援事業（講座や催しなど）、交流や支援をする団体の活動について様々な方法や媒体で提供します。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
13	地域子育て支援拠点事業（町子育て支援センター）	地域の子育て中の親子の交流（プレママデイなどを含む）や、子育て家庭に対する育児相談（週2日の相談日含む）、子育て支援講座などにより子育ての楽しさを提供します。	利用者数 年5,187人	利用者数 年5,500人	子育て支援課

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
14	子ども・子育て総合相談体制（こども家庭センター）	母子保健機能（子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（こども家庭総合支援拠点）の一体的な相談支援体制を整備し、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。	—	令和7年4月～こども家庭センター設置	子育て支援課
15	子育て支援相談員の配置（利用者支援事業／特定型）	子育て支援課と教育委員会事務局へ子育て支援相談員を配置し、子育て支援事業等を共有のうえ、子どもやその保護者へ情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整を行います。	2名配置	2名配置 相談件数 年24件以上	子育て支援課 教育委員会
16	家庭教育支援事業	保育所等、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習、有害環境対策などを行います。	年9回実施 （保育所等2所、幼稚園1園、小学校3校、中央生涯教育センター3回）	年10回	中央生涯教育センター
17	子育て情報の発信	毎月の広報に、子育て情報を掲載します。 子育て情報を集約した「子育て情報ガイド」は、母子健康手帳交付時及び転入時に配付し、情報提供を行います。子育て情報は常に更新となることから、随時ガイドを改訂して新しい情報を提供します。また必要な時に情報が得られるように町ホームページで閲覧できるようにします。併せて、SNSを活用して子育て関連の情報を発信します。	「子育て情報ガイド」を発行して、情報発信。 母子健康手帳交付者及び転入者の他、希望者へ配布した。	「子育て情報ガイド」を随時更新して、情報発信 町広報へ子育て情報の毎月掲載 SNSの登録数10%増	子育て支援課
18	子育て親子サークル支援	子育て活動団体等に対する補助、助言、相談を行うなど活動を支援します。	サークルと子育て支援センターとの連携事業の実施。 サークルへ子育て支援センターを通じて事業費補助。	サークルの交流機会の開催 年12回	子育て支援課
19	海外にルーツを持つ子育て家庭等への相談支援、情報及び交流機会の紹介	外国人の方が、言語の違いに困らないよう、翻訳機器等を活用して対応します。 また、言語だけでなく文化や生活の違いに困る家庭に対して、町内の団体と協力し、情報及び交流機会の提供に努めます。	子育て支援課入口へ英語表記して、外国人へ配慮	翻訳機器等にて対応100% 交流機会の提供 年2回	子育て支援課

基本目標 2 母親と子どもの健康の確保及び増進

(1) 切れ目のない母子保健対策の充実

妊娠・出産・子育て期における母子の健康や子育て世帯の多様な課題に対応するため、健診やセミナーの開催、訪問等による相談支援、医療費助成など各種事業に取り組みます。特に子どもの健康や発育、発達に関する保護者の悩みが多くなっていることから、子どもや保護者に寄り添った相談対応に努め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R 11 目標値	担当課
20	出産・子育て応援金支給事業	妊婦であることの認定後に5万円、出産後に子どもの人数1人に対して5万円を支給します。	—	支給率 100%	子育て支援課
14	子ども・子育て総合相談体制（こども家庭センター）【再掲】	母子保健機能（子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）の一体的な相談支援体制を整備し、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。	—	令和7年4月～こども家庭センター設置	子育て支援課
21	保健指導員の配置（利用者支援事業／こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）	保健指導員を配置し、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応します。	保健指導員 1 名配置（母子保健型）	保健指導員 2 名配置 健診フォロー実施率 100%（こども家庭センター型） 妊婦訪問実施率 100%（妊婦等包括相談支援事業型）	子育て支援課
22	伴走型相談支援（母子健康手帳交付、妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問）	母子健康手帳交付時、妊婦訪問時、乳児家庭全戸訪問時に全ての妊産婦及び乳児に対する相談支援及び助言指導を行います。併せて、子育て支援に関する情報提供を行います。	母子健康手帳交付時の健康相談実施率 100% 妊婦訪問 42 件 乳児家庭全戸訪問実施率 97%	乳児家庭全戸訪問実施率 100%	子育て支援課

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
23	子育て相談	交流の場で相談を受け付け、必要な助言指導を行います。随時相談は通年実施します。	年 12 回及び随時	おやこ交流 DAY 年 12 回 随時相談（通年）	子育て支援課
24	パパママセミナー	夫婦が協力して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。	年 3 回	年 3 回	子育て支援課
25	妊婦・産婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診勧奨を実施します。また、母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に産婦健康診査受診勧奨を実施します。	受診率 91.7%	受診率 100%	子育て支援課
26	産後ケア訪問	産後ケアを希望する全ての産婦を対象に、訪問による産後ケア及び指導を実施します。	利用希望者 実施率 100% 利用実人数 年 8 人	利用希望者 実施率 100%	子育て支援課
27	新生児聴覚検査	母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に新生児聴覚検査受検勧奨を実施します。	受検率 94.0%	受検率 100%	子育て支援課
28	乳幼児健康診査	乳児（3～4 か月）、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月時に保健センターで集団健診を実施し、必要な助言指導を行います。併せて医療機関にて行う各種個別健診の受診勧奨を行います。	受診率 乳児健診 100% 1 歳 6 か月 健診 100% 3 歳 6 か月 健診 100%	受診率 乳児・1 歳 6 か月・3 歳 6 か月健診 各 100%	子育て支援課
29	発達相談事業	岩手県立療育センターを活用し、相談及び必要な助言を行います。	年 4 回	年 4 回	子育て支援課
30	療育教室（チューリップひろば）	遊びを通して親子のふれあいや経験を広げ、子どもの心身の発達を促し、育児・発達相談や助言指導を行います。	年 34 回	年 34 回	子育て支援課
31	子ども・妊産婦医療費助成	出生から 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの子どもを扶養する世帯に対する医療費の助成を行います。 妊産婦（妊娠 5 か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日まで）に対する医療費の助成を行います。	【子ども】 給付件数 32,269 件 給付費 59,866,710 円 【妊産婦】 給付件数 437 件 給付費 3,878,515 円	継続実施	住民課

（２）思春期保健対策の整備

子どもが大人になる移行期に児童生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きられるよう、各小中学校において、健康に関する正しい知識の啓発や様々な相談に応じ、命の尊さや心身を大切にすることの重要性等を伝える取組を推進します。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
32	薬物・喫煙・性教育・自殺に関する保健教育	各小中学校年 1 回の講演を実施します。	各小中学校において実施した。	各小中学校年 1 回	教育委員会
33	スクールカウンセラー配置事業	県教育委員会からの派遣により、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の様々な悩みの相談に対応します。	スクールカウンセラー配置（金中 1 名、金小 1 名）	スクールカウンセラー配置	教育委員会

（３）食育の推進

食に関する知識や経験、習慣は、生涯を通じた心身の健康を支える土台になるため、乳幼児期から成長段階に応じて身につけていくことが重要です。食事や栄養に関する保護者の悩みも比較的多いことから、乳幼児健診や離乳食教室、小中学校等での取組を通じて、保護者や子どもが食への意識を高められるよう努めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
34	乳幼児健診時栄養指導	乳幼児健診の際に、食事やおやつのとおり方などの個別指導をきめ細かに実施し、基本的生活習慣の定着を図ります。	年 24 回	年 24 回	子育て支援課
35	離乳食教室	離乳食について、調理・試食などの体験を通して学ぶ機会を設けます。	年 4 回	年 4 回	子育て支援課
36	学校における食育	各学校での栄養教諭による食育の授業及び、給食時間での食事のマナーなどの指導を継続します。 また、金ケ崎町産食材の日及び生産者との交流、給食だより等を通じ、地産地消を推進するとともに、食に対する理解、感謝の気持ち、食への関心を高めることを目指します。	栄養教諭が、小学校全クラスと中学校 1 年生全クラス対象に授業実施 金ケ崎町産食材 100%の日 年 3 回実施。 「給食だより」毎月発行	栄養教諭の授業実施（小学校全クラス、中学校 1 学年（学年未定）全クラス） 金ケ崎町産食材の日 年 3 回実施 「給食だより」毎月発行	給食センター

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
37	生活習慣病予防健診・事後説明会	小学4年生と中学1年生を対象とした健診を実施し、有所見者に対して事後説明会を行い、生活習慣病改善を図ります。	年1回 生活習慣病予防健診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。	年1回	教育委員会
38	農業体験学習	地域で農作物作りを体験し、食の安全や食べ物の重要性を理解させながら、感謝の心を育てる活動を推進します。	各園、各校の計画に従って実施した。	各園、各校の計画に従って実施	教育委員会

(4) 小児医療の整備

子どもが体調を崩した際に、身近な場所で医療サービスを受けられる環境は、子どもの健やかな成長や保護者が安心して子育てをするために重要です。引き続き休日・夜間救急時の受診や相談先に関する情報提供に努めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
39	奥州金ヶ崎 休日・夜間診療所の 運営支援及び情報提供	夜間診療所（毎日・午後6時30分～午後9時）、休日診療所（日、祝日、年末年始・午前8時30分～正午、午後1時30分～午後4時）の運営に対する分担金拠出による継続的な運営の支援を行います。 また、広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。	運営支援実施 広報及び周知 年12回 こども救急相談電話 随時周知	継続実施 広報年12回 及び随時周知 こども救急相談電話 随時周知	保健福祉センター 子育て支援課

基本目標 3 教育環境の整備と健全育成の充実

(1) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

生きる力の育成に向けて子どもたちが将来社会で能力を発揮し、他者と協力しながら多様な課題に柔軟に対応できる力を養うための教育が重要です。知識の習得だけでなく、様々な世代とのふれ合いや多様な居場所、社会体験を通じ、地域や社会の一員であるという意識の醸成に努めます。また、地域の教育環境の整備は、現在の子育てのみならず、次代の親の育成や子育ての希望の実現にもつながることから、教育・保育施設、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を理解し、連携して取り組みます。

①子どもの健全育成

保護者や子どもが様々な学習機会や体験等を通じて、人や地域に受け入れられていると実感しながら子育てや成長ができるよう、関係機関と連携して子どもの健全育成に取り組みます。特に相談できる人がいないと感じている子どもや居場所を求める子どものために、居場所づくりや多様な相談先の情報提供に努めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
40	出生のお祝い絵本	親子がともに過ごす時間やコミュニケーションづくりを図るため出生のお祝いに絵本を贈ります。	出生届出時に贈呈 (91 件)	継続実施 出生届出時の贈呈 100%	住民課
41	ひよっこタイム	毎月 1 回、子どもおはなし会の開催を継続実施していくとともに、15 名程度の参加を維持できるよう趣向を凝らしながら魅力あるイベントの開催に取り組みます。	ひよっこタイム 継続実施 ベビールームの常時開設 (R 4 より実施) 子どもおはなし会 年 12 回開催	子どもおはなし会参加者数 年 180 人	図書館
42	保育所地域活動事業	地域の小学生との交流や地域の高齢者との交流等、児童の社会性を養う活動や世代間交流活動を行います。	4 園実施	各園の計画に従って実施	教育委員会
43	幼稚園の未就園児等の交流事業	幼稚園児と地域の未就園児との交流を目的とした事業を全幼稚園で実施します。	各園において体験入園を実施した。	各園の計画に従って実施	教育委員会
44	自然体験・社会体験学習	身近な資源を活用した、自然体験学習や社会体験学習等の機会をつくります。	夏は川遊び、冬はかんじき体験等 5 つの事業を実施し、延べ 131 人が参加。	年 14 回	中央生涯教育センター

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
45	放課後子ども教室	各小学校施設等を活用し、児童が放課後等を安全・安心して過ごす居場所を確保するとともに、学校、地域、放課後児童クラブと連携しながら、学習、体験、交流活動等の各種プログラムを提供します。	年 50 回開催 スポーツや工 作等、延べ 1,178 人参加	年 50 回	中央生涯教育センター
46	子どもの居場所づくり	町内の様々な場所を活用して、支援が必要な児童を早期に発見するため、安心安全で気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、学童保育所の入所待機となった児童の居場所確保に繋がります。	—	居場所実施 月 1 回以上 (学童保育所 の入所待機 ゼロ)	子育て支援課

②確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり

急速に変化する社会の中であっても子どもが主体的に生きていけるよう、基本的な知識や技能、思考力等の確かな学力の習得に向け、教育内容・方法の一層の充実を図ります。また、学習内容や環境のつまずきを少なくするため、小中学校の連携を図るとともに、子どもの健やかな心と体の成長のため、地域の実情や意見も取り入れた学校運営に努めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
47	学力向上対策委員会	各小・中学校の児童生徒の学力の実態を把握するとともに、課題を明らかにして、これをふまえた授業の改善を図ります。	年 2 回開催	年 2 回開催	教育委員会
33	スクールカウンセラー配置事業【再掲】	県教育委員会からの派遣により、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の様々な悩みの相談に対応します。	スクールカウンセラー配置 (金中 1 名、金小 1 名)	スクールカウンセラー配置	教育委員会
48	小中授業参観情報交換研修会	小学校と中学校の学習内容・学習環境のギャップを少なくし、自分の力を十分発揮できるように、小中の連携を深める取り組みを推進します。	年 1 回開催 (6 月実施)	年 1 回開催	教育委員会
37	生活習慣病予防健診・事後説明会【再掲】	小学 4 年生と中学 1 年生を対象とした健診を実施し、有所見者に対して事後説明会を行い、生活習慣病改善を図ります。	年 1 回 生活習慣病予防健診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。	年 1 回	教育委員会
4	地域に開かれた教育の実践【再掲】	幼稚園評議員制度や学校運営協議会、行事等を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。	各幼稚園に幼稚園評議員会を設置し、年 1 ～ 2 回の会議を行った。 各学校に学校運営協議会を設置し、年 2 ～ 3 回の会議を行った。	各幼稚園年 3 回以上の開催 各学校年 3 回以上の開催	教育委員会
49	教育支援センター事業	不登校傾向にある児童生徒の指導や保護者からの相談に対応します。	—	適応支援相談員配置	教育委員会

（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭は子どもの人格を形成する上での基礎となることから、家庭での子どもの過ごし方やコミュニケーションの仕方、生活習慣について悩みや課題・困難を抱える保護者の相談に応じ、保護者が親として成長できるよう、情報提供や学習機会を充実させます。また、地域の関係機関の職員の相談にも応じ、地域全体の教育力の向上を図ります。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
16	家庭教育支援事業【再掲】	保育所等、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習、有害環境対策などを行います。	年 9 回実施 (保育所等 2 箇所、幼稚園 1 箇所、小学校 3 箇所、中央生涯教育センター 3 回)	年 10 回	中央生涯教育センター
13	地域子育て支援拠点事業（町子育て支援センター）【再掲】	地域の子育て中の親子の交流（プレママデイなどを含む）や、子育て家庭に対する育児相談（週 2 日の相談日含む）、子育て支援講座などにより子育ての楽しさを提供します。	利用者数 5,187 人 新たに地域支援事業として、地域全体で子育て支援する取組を開始	利用者数 5,500 人	子育て支援課
50	家庭教育相談支援事業の充実	保護者や関係団体からの相談対応や相談内容に応じた関係団体との連携により家庭教育力の向上を目指します。	家庭教育支援チームリーダーを教育委員会に配置し、保護者や学校からの相談に対応した。	関係団体（機関）との協議（随時実施）	教育委員会

（３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもが、インターネット上も含め、いじめの加害者や被害者になることや、非行等に関わることがないように、また学校等で早期に発見・対応できるよう、子どもや保護者に寄り添った相談や適切な指導を行い、子どもが健全に成長できる環境づくりを推進します。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
16	家庭教育支援事業【再掲】	保育所等、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習、有害環境対策などを行います。	年 9 回実施 (保育所等 2 箇所、幼稚園 1 箇所、小学校 3 箇所、中央生涯教育センター 3 回)	年 10 回	中央生涯教育センター
51	いじめ・非行等相談・指導	児童生徒のいじめ、非行等に対する相談・指導を行います。	各学校において相談・指導を行った。	随時実施	教育委員会

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

子どもの遊び場は、健康的な発育や運動能力の向上、社会性や協調性を学ぶ場であるとともに、保護者同士の情報交換の場にもなることから、公園の計画的な維持管理に努めます。また、近年は天候等の変化により、小学生以下の子どもが通年で安全に体を動かして遊べる場が求められていることから、既存施設の有効活用を図るとともに、公園トイレのユニバーサルデザイン化なども含め、ソフト面・ハード面の両方で設備改善の検討を進めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
52	公園の管理	遊具施設の法定点検年1回実施します。公園の維持管理を計画的に実施します。荒巻公園トイレのユニバーサルデザイン化を進めます。	法定点検の実施。 (遊具 102 基、一般施設 272 基) 健全度判定 CD 判定の遊具を撤去・更新。(撤去：3 基、設置：2 基)	遊具施設の法定点検(年1回)を実施。 D 判定は使用禁止とし1年以内に撤去、C 判定はできるだけ早く修繕を実施。	都市建設課

(2) 安全・安心の確保

子どもや保護者が安全・安心に日常生活を送るためには、道路環境等の整備や地域全体で子どもを見守る活動が重要です。地域からの要望を集約し、関係機関へ要望するとともに、検討結果を地域と共有します。また、柔軟な交通機関（スクールバス）の運用についても検討します。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
53	交通安全施設の整備	学校・地域からの要望に基づき、交通安全施設の点検を実施し、道路管理者等に要望書を提出します。	交通安全施設点検を計画どおり実施し、警察及び道路管理者に改善要望書を提出した。	交通安全施設点検の実施	生活環境課
54	交通安全教室	交通安全教育として保育所等、幼稚園、小中学校で交通安全教室を実施します。	交通安全教室の実施数 幼稚園・保育所等 年9回 小学校 年10回 中学校 年1回	幼稚園・保育所・小中学校年間 各1回	教育委員会

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
55	スクールガード	スクールガードリーダーの配置及び各学校においてスクールガードの募集を行い、地域全体で安全を守る環境を整備します。	各校においてスクールガードの取りまとめを行った。教育委員会にてスクールガードを対象にボランティア保険加入及びスクールガード研修を行った。	継続実施	教育委員会
51	いじめ・非行等相談・指導【再掲】	児童生徒のいじめ、非行等に対する相談・指導を行います。	各学校において相談・指導を行った。	随時実施	教育委員会

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

生産年齢人口が減少し、各分野で人材不足が懸念される中で、誰もが働きやすい職場環境づくりは、雇用される側のみならず、雇用する側にとってもますます重要となっています。共働きの子育て家庭が増加する中、長時間労働や従来の働き方により、家庭でのゆとりのなさが子どもの成長に影響を与えている可能性があります。また、町内に希望の仕事があるにもかかわらず町外での就職を希望する子どもの声があることから、職業生活と家庭生活の両立支援につなげるため、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」実現のための取組を推進します。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
56	休暇等制度の普及啓発	男女とも仕事と子育てを両立できる「共働き・子育て」を推進するため、事業主に対して柔軟な働き方の推進や育児・介護休業等制度について普及啓発をしていきます。 また、母子健康手帳交付時等の相談やパパママセミナー等で、子ども看護休暇・育児休暇等制度について周知します。	役場でのチラシ配架による周知。商工関係団体を通じて制度の周知。 母子健康手帳交付時等の相談で制度の周知	H P 掲載 商工関係団体への制度周知（約 300 社） 母子健康手帳交付時等の相談で制度の周知	商工観光課 子育て支援課

(2) 家庭での男女共同参画の推進

子育てや家事が母親に偏りがちな家庭がある一方で、父親が子どもとの関わりや家事などを積極的に担っている家庭もあります。それぞれの家庭の実情に応じながら、共に家庭を運営するように学習機会を提供して意識の醸成を図るとともに、ゆとりある家庭生活のための家事支援等の様々なサポートを検討します。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
16	家庭教育支援事業【再掲】	保育所等、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習、有害環境対策などを行います。	年 9 回実施 (保育所等 2 箇所、幼稚園 1 箇所、小学校 3 箇所、中央生涯教育センター 3 回)	年 10 回	中央生涯教育センター
57	パパデイ	子育て支援センターで、父親の育児参加等に係る交流会を開催し、情報交換を行います。	偶数月 第 4 土曜日開催	年 6 回以上 (交流会 年 3 回以上)	子育て支援課

基本目標 6 支援を必要とする子どもへの取組の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。児童虐待は、命に関わる事態を招くなど、心身に深刻な影響を与える一方で、顕在化しにくい問題であることから、虐待防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。国においては、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、体罰禁止の法制化や児童相談所の役割の拡充などの取組を推進しています。また、虐待相談対応件数は年々増加しており、社会全体での問題意識が高まってきています。

保護者の経済的困窮や養育力の低下、地域でのつながりの希薄化など、子どもや妊産婦、子育て世帯を取り巻く状況が変化している中で、虐待の防止や早期発見・対応のために、保護者に対する支援や啓発活動、相談体制の充実、関係機関の対応の質の向上などに努めます。特に、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」を設置し、相談対応及び必要な支援につなぐよう努めます。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
14	子ども・子育て総合相談体制（こども家庭センター）【再掲】	母子保健機能（子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（こども家庭総合支援拠点）の一体的な相談支援体制を整備し、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。	—	令和7年4月～こども家庭センター設置	子育て支援課
46	子どもの居場所づくり【再掲】	町内の様々な場所を活用して、支援が必要な児童を早期に発見するため、安心安全で気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、学童保育所の入所待機となった児童の居場所確保に繋がります。	—	居場所実施月1回以上（学童保育所の入所待機ゼロ）	子育て支援課
58	要保護児童対策等の研修	研修会に参加することで、従事する職員の虐待対応の知識向上を図ります。児童虐待予防のため保護者向けの研修会を年1回程度、児童虐待早期発見のため教育機関の実務者、民生委員・児童委員向けの研修会を年1回程度開催します。	県実施の研修会 1回参加	研修の参加及び実施 5回	子育て支援課

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
59	要保護児童対策地域協議会	必要時、関係機関と情報の共有及び対応の方向性を検討し、支援にブレが生じないように調整していきます。虐待の防止、早期発見、早期対応等のために、児童相談所や県と協力関係を密にし、専門性や権限を要する場合には、迅速に支援を求め問題の早期解決に努めます。また、医療機関や児童委員などとの連携を図ることによって、虐待の防止、早期発見に努めます。	代表者会議 年 1 回 実務者会議 年 4 回 個別会議 年 7 回	代表者会議 年 1 回 実務者会議 年 4 回 個別会議 随時	子育て支援課
60	24時間対応児童家庭相談	児童の安全確保のため、児童相談所虐待対応ダイヤルの周知を図ります。児童家庭相談について、県の窓口を周知し、町 HP 等を活用した町独自の相談窓口を整備します。	継続実施	継続実施 相談窓口の周知 町 HP 等を活用した町独自の相談窓口の整備	子育て支援課
61	児童虐待防止の啓発	子育て相談窓口や児童虐待に関する情報を広報やホームページに掲載、毎年 11 月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおいては、啓発ブースを設置し、児童虐待防止について周知を図ります。	広報 年 2 回 啓発活動 (ポスター掲示、パンフレット及び啓発品、オレンジリボンの配布)	広報 年 2 回 啓発活動 年 1 回	子育て支援課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は両親がいる家庭と比べ、経済面や生活面で困難を抱えていることが多いため、ひとり親家庭の子どもの健全育成に向け、国や県と連携しながら、生活の安定と自立に向けた経済的支援や生活支援、保護者の就業支援を行うとともに、情報提供や相談対応等、総合的に取り組みます。

No.	事業・施策	内 容	R 5実績	R11 目標値	担当課
62	ひとり親家庭の保育所等優先入所	ひとり親家庭の児童を保育所（園）の入所の選考において優先的に取り扱います。	継続実施	継続実施	教育委員会
63	ひとり親家庭のための支援策	母子・父子自立支援プログラム策定事業(就労支援)やひとり親家庭等日常生活支援事業(子育て支援)等について周知します。	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	周知期間 年 1 回実施	子育て支援課
64	ひとり親家庭医療費助成	母子家庭、父子家庭に対する医療費の助成を行います。	給付件数 2,368 件 給付費 5,402,074 円	継続実施	住民課
65	母子・父子・寡婦福祉資金等貸付事業	県が実施している母子及び父子並びに寡婦家庭の就労支度、事業準備、子の就学支度、就学などに関する貸付について相談、受付をします。	随時対応	随時対応	子育て支援課
66	児童扶養手当給付事業	県が実施している父母のいない児童、障がいのある父母のいる児童等に支給される児童扶養手当の相談、受付をします。	随時対応	随時対応	子育て支援課

（３）障がいのある子どもへの支援の充実

地域の中で障がいの有無に限らず全ての子どもが等しく尊重され、自分らしくいきいきと暮らすことができる環境を整えることが重要です。子どもの障がいについて、乳幼児健診などの機会を通じて、早期発見及び早期対応をし、保護者への経済的支援や在宅・預かり支援、就学相談に取り組むとともに、教育・保育施設への専門職配置の充実に努めます。社会的な理解が十分でない発達障がいについては、情報提供の機会を設けるよう、関係機関と連携して取り組みます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
67	重度障がい児医療費助成	所得限度額未満の重度心身障がい児に対する医療費の助成を行います。	給付件数 93 件 給付費 298,206 円	継続実施	住民課
68	特別児童扶養手当	県が実施している 20 歳未満で精神、身体に重度又は、中度の障がいを有する児童を育てている家庭に支給される特別児童扶養手当の相談、受付をします。	受給者 57 人	随時対応	保健福祉センター
69	障害児福祉手当	県が実施している 20 歳未満で精神、身体に重度の障がいのある方で、日常生活において特別な介護を要し、在宅で生活する方々に支給する障害児福祉手当の相談、受付をします。	受給者 6 人	随時対応	保健福祉センター
70	家族支援	障がいに関する勉強会の開催及び情報提供を行います。月 1 回開催。	町内事業所相談員との情報共有を月 1 回開催した。	月 1 回開催	保健福祉センター
71	障がい福祉サービス事業	障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）について、日常生活の基本動作の指導、集団生活での適応訓練を行います（児童デイサービス）。また、自宅で介護する方が病気になる場合などに、短期間施設で介護を行います（ショートステイ）。さらに、身体介護、家事援助、通院介助をします（居宅介護サービス）。	町内 2 カ所実施	町内 2 カ所実施	保健福祉センター
72	重度障がい児保育事業（保育所等）	重度障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている保育所（園）に対し保育士の加配を行います。	1 園実施	継続実施	教育委員会

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
73	障がい児教育 (幼稚園、小中学校)	子ども達一人一人の教育的ニーズや障がいの程度に応じた、適切な支援を行う教育を推進します。また、適正な就学について支援を行います。	就学支援委員会や児童生徒指導員巡回訪問による状況の把握、保育補助員の配置	保育補助員・特別支援員の配置（適所・適時） 児童生徒指導員等による巡回相談（年2回以上）	教育委員会
9	医療的ケア児のための支援体制の構築	医療的ケア児の心身の状態をふまえて、看護師の配置など必要な支援と現状の環境との乖離を把握し、各関係機関と連携のうえ、協議の場を設置し、児童生徒にとってより良い学びの場の相談に対応します。	小学校に看護師を3名配置	随時対応（学校への看護師配置、関係機関協議）	教育委員会
		保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図り、様々な機会を捉えて協議を行っていくとともに、随時家族等からの相談に対応しながら、障がい児の処遇の向上を図ります。	随時関係機関との協議を実施した。	随時対応（関係機関協議、相談対応）	保健福祉センター
74	障がい児相談支援事業	支援サービスや利用可能な事業所等の紹介、情報の提供、各種の相談対応を行い、必要な支援の提供に努めます。	基幹相談支援センター中心に町内2事業所で実施	町内2事業所以上実施	保健福祉センター

（４）子どもの貧困に関する支援の推進

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。全ての子どもが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、関係機関と連携し、経済的に困窮する家庭に対する情報提供や経済支援、生活支援、教育支援、保護者の就労支援等の強化に取り組みます。

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
14	子ども・子育て総合相談体制（こども家庭センター）【再掲】	母子保健機能（子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）の一体的な相談支援体制を整備し、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。	—	令和7年4月～こども家庭センター設置	子育て支援課
46	子どもの居場所づくり【再掲】	町内の様々な場所を活用して、支援が必要な児童を早期に発見するため、安心安全で気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、学童保育所の入所待機となった児童の居場所確保に繋がります。	—	居場所実施月1回以上（学童保育所の入所待機ゼロ）	子育て支援課
75	児童手当支給事業	高校生年代までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給します。	継続実施	継続実施 支給率 100%	子育て支援課
76	就学援助費支給事業	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	継続実施	継続実施	教育委員会
77	町育英基金奨学生制度	経済的理由により、就学が困難な高等学校、大学等の在学者に対し、奨学金を貸与します。	継続実施	継続実施	教育委員会
62	ひとり親家庭の保育所等優先入所【再掲】	ひとり親家庭の児童を保育所（園）の入所の選考において優先的に取り扱います。	継続実施	継続実施	教育委員会

No.	事業・施策	内 容	R 5 実績	R11 目標値	担当課
63	ひとり親家庭のための支援策【再掲】	母子・父子自立支援プログラム策定事業(就労支援)やひとり親家庭等日常生活支援事業(子育て支援)等について周知します。	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	周知期間 年 1 回実施	子育て支援課
64	ひとり親家庭医療費助成【再掲】	母子家庭、父子家庭に対する医療費の助成を行います。	給付件数 2,368 件 給付費 5,402,074 円	継続実施	住民課
65	母子・父子・寡婦福祉資金等貸付事業【再掲】	県が実施している母子及び父子並びに寡婦家庭の就労支度、事業準備、子の就学支度、就学などに関する貸付について相談、受付をします。	随時対応	随時対応	子育て支援課
66	児童扶養手当給付事業【再掲】	県が実施している父母のいない児童、障がいのある父母のいる児童等に支給される児童扶養手当の相談、受付をします。	随時対応	随時対応	子育て支援課
78	子どもの学習支援事業	県で実施する子どもの学習支援事業に連携するとともに、利用の勧奨を行います。	継続実施	継続実施	保健福祉センター

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法及び基本指針による、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する事項については次のとおりとします。

1. 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画を策定するにあたり「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み」や「確保方策」、「実施時期」を明記することになっています。

本町では、ニーズの増減に柔軟に対応するため、提供区域については町全体で1区域とします。

2. 子どもの数の推計

計画期間である令和7年度から令和11年度の児童数を、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に0～11歳の子どもの人口を算出しました。

児童数は、今後も減少し続ける見込みで、計画最終年の令和11年度には1,157人になると予測されます。

	実績値			推計値				
年齢	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	86	92	88	85	84	82	81	79
1歳	98	95	102	99	97	95	94	92
2歳	102	98	96	93	91	90	88	87
3歳	108	102	98	95	93	92	90	88
4歳	115	110	104	101	99	97	95	94
5歳	123	111	111	107	103	100	96	93
小計	632	608	599	580	567	556	544	533
6歳	125	125	112	108	104	101	97	94
7歳	128	127	123	118	115	111	107	103
8歳	111	128	127	122	118	114	110	106
9歳	124	110	125	120	116	112	108	105
10歳	139	122	107	106	105	103	102	101
11歳	125	139	122	121	119	118	116	115
小計	752	751	716	695	677	659	640	624
合計	1,384	1,359	1,315	1,275	1,244	1,215	1,184	1,157

3. 見込み量の算出方法について

本計画期間における見込み量の算出にあたっては、対象年齢の人口推計と教育・保育のニーズ調査から算出されたサービスの利用意向、教育・保育施設の配置・利用状況、保護者の就労状況及び地域の実情などを考慮しました。

(1) 算出項目

■教育・保育施設及び地域型保育事業

	対象事業	対象年齢
1	1号認定(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
3	2号認定(認定こども園、保育所)	3～5歳
4	3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	0～2歳

■地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	地域子育て支援拠点事業	—
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業	0～18歳
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～5歳
7	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	6～11歳
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～11歳
11	放課後児童クラブ	6～11歳
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—
14	子育て世帯訪問支援事業	—
15	児童育成支援拠点事業	—
16	親子関係形成支援事業	—
17	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0～2歳
18	産後ケア事業	—
19	妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援事業)	—

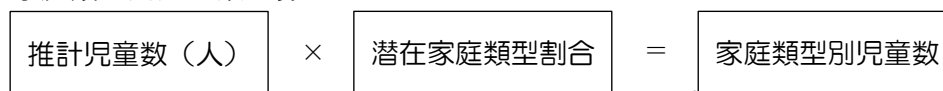
※「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」「産後ケア事業」「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援事業)」は事業の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

(2) 算出方法

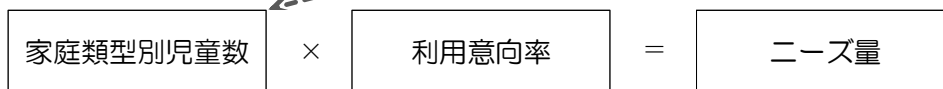
- 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に令和 7～11 年度の 0～11 歳の子どもの人口を算出
- ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労意向の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出
- 家庭類型ごとに利用状況・利用意向から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせ、ニーズ量を算出

(3) 量の見込み算出イメージ

■家庭類型別児童数の算出



■ニーズ量の算出



●家庭類型（父親・母親の就労形態及び就労意向の形態による組み合わせ）

タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

4. 教育・保育給付

(1) 教育（幼稚園）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。

【実績】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	105	105	105	103
②確保の内容	310	310	310	310
③実績	143	145	124	111

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1号認定	37	38	39	37	38
	2号認定	74	73	72	74	73
	合計	111	111	111	111	111
確保の内容 ②	1号認定	150	150	150	150	150
	2号認定	100	100	100	100	100
	合計	250	250	250	250	250
差引②-①		139	139	139	139	139

【確保の考え方】

量の見込みは、幼稚園の定員数で確保されており、既存の体制を維持することで希望者を受け入れられる提供量が確保されています。

(2) 保育（保育所・認定こども園）

保育所：保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

認定こども園：幼稚園と認可保育所が併設され、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

【実績】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	457	458	463	464
②確保の内容	465	466	468	469
③実績	478	458	459	443

【量の見込みと確保方策】 (単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み ①	2号認定	252	244	236	228	221
	3号認定(0歳)	56	54	52	50	48
	3号認定(1歳)	79	76	73	70	67
	3号認定(2歳)	92	89	86	83	80
	合計	479	463	447	431	416
確保の 内容 ②	2号認定	260	260	260	260	260
	3号認定(0歳)	58	58	58	58	58
	3号認定(1歳)	82	82	82	82	82
	3号認定(2歳)	95	95	95	95	95
	合計	495	495	495	495	495
差引②-①		16	32	48	64	79

【確保の考え方】

保育需要は引き続き高い水準で推移することが見込まれていますが、対象年齢人口が減少していくことから、量の見込みについては保育所等の定員数で確保されています。既存の体制を維持することで希望者を受け入れていきます。

5. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1
③実績	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

【確保の考え方】

子育て支援課と教育委員会事務局へ子育て支援相談員を配置し、利用者支援事業を行っています。今後も本体制を維持し、相談対応を行うとともに、部局間での情報共有及び連携を進めます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談支援等を実施し切れ目ない支援体制を構築します。

（２）地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しくすごせる事業です。また、令和6年度から保育士による子育て相談日を毎週2日（金・土曜日）に開催し、相談体制の充実を図っております。

【実績】

（単位：人回、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み(人回)	6,000	6,000	6,000	6,000
②確保の内容(か所)	1	1	1	1
③実績(か所)	1	1	1	1
④実績(利用延人数)	5,987	4,819	4,879	5,187

【量の見込みと確保方策】

（単位：人回、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

【確保の考え方】

今後も事業の周知や充実に努め、子育て家庭が集い、身近な相談先として機能できるように、地域の子育て中の親子の交流（プレママデイ、パパデイなどを含む）や、子育て家庭に対する育児相談（週2日の相談日含む）、子育て支援講座などにより子育ての楽しさを提供します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実績】

(単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	115	110	106	102
②確保の内容	○実施場所 県内医療機関 ○実施体制 事業委託 ○実施時期 通年			
③実績(人)	98	106	84	79
④実績(受診率)	81.4	79.3	87.7	91.7

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	85	84	82	91	79
確保の内容	○実施場所 県内医療機関 ○実施体制 事業委託 ○実施時期 通年				

【確保の考え方】

母子手帳交付時において全員に受診勧奨を行っています。今後も、同様の体制で実施し確実に周知することで全ての妊婦が受診できるように努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までに助産師または保健師が乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

(単位：人、％)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	115	110	106	102
②確保の内容	○実施体制 業務委託及び町保健師・助産師による訪問			
③実績(訪問数)	98	82	88	85
④実績(対象者数)	99	90	94	88
⑤実績(訪問率)	99.0	91.1	93.6	96.6

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	85	84	82	91	79
確保の内容	○実施体制 業務委託及び町保健師・助産師による訪問				

【確保の考え方】

事業実施については現状の業務委託と町保健師・助産師による訪問で実施し、全ての乳児のいる家庭の把握及び支援に努めます。

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	2	2	2	2
②確保の内容	○実施体制 町保健師による訪問			
③実績	4	2	3	12

【量の見込みと確保方策】 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保の内容	○実施体制 町保健師等による訪問				

【確保の考え方】

妊娠届出時から支援が必要な家庭の把握に努め、現状の町保健師等による訪問体制を継続し、当該家庭に対する支援を行っていきます。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、身体上もしくは精神上の理由等により家庭において子どもを一時的に養育できない場合、原則7日間を限度に利用できる事業です。

【実績】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0
③実績	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

量は見込まれていませんが、県内2か所の施設に事業委託を実施し、事業の必要がある場合には適切な対応がとれる体制を確保します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

概ね1歳～小学6年生の子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織（ネットワーク）です。

【実績】

（単位：人日、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み(人日)	50	50	50	50
②確保の内容(人日)	50	50	50	50
③確保の内容(か所)	1	1	1	1
④実績(人日)	32	51	15	16
⑤実績(か所)	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)①	15	15	15	15	15
確保の内容(人日)②	15	15	15	15	15
確保の内容(か所)③	1	1	1	1	1
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

おねがい会員の対象者に対して、出産や乳幼児の健診時、入園・入学時などのタイミングにあわせて事業のPRを行うとともに、子育てに関する事業での出張預かりなど積極的に事業を行います。また、会員同士の交流を図り利用しやすい体制づくりを行います。また、依頼者のニーズに対応できるように、まかせて会員の募集や研修についても実施していきます。

(8) 一時預かり事業

- ・ 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の後に預かります。

【実績】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	5,787	5,787	5,787	5,677
②確保の内容	5,787	5,787	5,787	5,677
③実績	6,685	4,752	2,913	2,936

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1号	116	116	116	113	110
	2号	2,808	2,808	2,808	2,751	2,695
確保の内容②		2,924	2,924	2,924	2,864	2,805
差引②-①		0	0	0	0	0

【確保の考え方】

現在、3園で一時預かり事業を実施していることから、引き続きニーズに対応できるように実施していきます。

- ・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病児・病後児対応除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業内容】

事業名	事業内容
一時預かり事業	常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。
ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病後児対応除く）	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する支援を行う相互援助活動を推進する事業です。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が疾病、仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合、施設において保護する事業です。

【実績】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	187	184	182	176
②確保の内容	187	184	182	176
③実績	107	90	83	83

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		90	82	75	69	63
確保の内容②	保育所	90	82	75	69	63
	ファミサポ	0	0	0	0	0
	トワイライト	0	0	0	0	0
差引②-①		0	0	0	0	0

【確保の考え方】

今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(9) 延長保育事業

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児の預かりをする事業です。

【実績】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	38	39	40	42
②確保の内容	38	39	40	42
③実績	31	31	21	18.7

【量の見込みと確保方策】 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	39	40	42	43	44
確保の内容②	39	40	42	43	44
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

現在、全ての保育所等・認定こども園で延長保育事業を実施していることから、引き続きニーズに対応できるように実施していきます。

(10) 病児保育事業（体調不良児対応型）

病気や病気の回復期にある乳幼児等を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する事業です。

【実績】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	448	466	483	501
②確保の内容	448	466	483	501
③実績	282	516	679	678

【量の見込みと確保方策】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	624	642	661	680	700
確保の内容②	624	642	661	680	700
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

町内保育所等2箇所・認定こども園1箇所で体調不良児対応型を実施していますが、病児・病後児対応型の実施については事業者の募集等を検討していきます。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により日中家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後、土曜日及び長期休業中に、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

【実績】

（単位：人、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	311	335	360	387
②確保の内容	311	335	360	387
③実績(人)	287	313	365	332
④実績(か所)	9	9	10	10

【量の見込みと確保方策】

（単位：人、か所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み①	1年生	77	75	74	71	70
	2年生	76	74	72	69	68
	3年生	79	77	75	72	71
	4年生	68	66	65	62	61
	5年生	42	41	40	39	38
	6年生	16	16	15	15	15
	合計	358	349	341	328	323
確保の内容(人)②		385	385	385	385	385
確保の内容(か所)③		10	10	10	10	10
差引②-①		27	36	44	57	62

【確保の考え方】

設置している学区により利用状況が異なるため、利用状況を鑑みニーズに対応できるよう、定員枠の拡大等を検討するとともに、一部の学童保育所における待機児童の状況を鑑み、**支援単位の増等も**随時検討し対応します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を地域の実情に合わせ連携して実施し、体験・交流・学習の機会の提供を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等においては、実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合があると想定されます。本事業は、低所得者の負担軽減を図るため、実費負担分を公費により助成する事業です。現状では実施していませんが、今後、国が設定する対象範囲・上限額を基に、必要性等を検討し、状況に応じて実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

量は見込まれていませんが、事業の必要がある場合には適切な対応がとれる体制を確保します。

(15) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

量は見込まれていませんが、事業の必要がある場合には適切な対応がとれる体制を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者等に、講義やグループワーク等を通じ、相互の悩みや不安を相談・共有、情報交換ができる場を設け親子間の適切な関係性の構築を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

量は見込まれていませんが、事業の必要がある場合には適切な対応がとれる体制を確保します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	1	1	1	1
確保の内容②	0	1	1	1	1
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(18) 産後ケア事業

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保の内容②	実施体制 実施機関: 金ヶ崎町				

【確保の考え方】

利用者のニーズに合わせた支援体制が整備できるよう検討していきます。

(19) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等と面談をすることにより、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	255	252	246	243	237
確保の内容②	255	252	246	243	237
差引②-①	0	0	0	0	0

【確保の考え方】

母子健康手帳交付時の健康相談、妊婦訪問及び乳児家庭全戸訪問事業の機会に合わせて本事業を実施しますが、利用者のニーズ及び利用実績を踏まえて、実施体制の見直し等を行います。

※乳児家庭全戸訪問事業の件数×3回（母子健康手帳交付時の健康相談、妊婦訪問、乳児全戸訪問）

資料編

1. 金ヶ崎町子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日条例第26号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ヶ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2. 金ケ崎長子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

	団体名	役職名	委員
1	金ケ崎町子育て支援センター利用者	-	キクチ 菊地 ハルカ 春香
2	たいよう保育園保護者会	副会長	タカハシ 高橋 クニヒロ 邦博
3	金ケ崎町立幼稚園・こども園研究協議会	認定こども園南方幼稚園 PTA会長	コミナミ 小南 マイ 麻衣
4	金ケ崎町PTA連絡協議会	副会長	タカハシ 高橋 シンエツ 新悦
5	金ケ崎町子育て支援センター	所長	ワタナベ リエ ○渡辺 理恵
6	社会福祉法人白鶴会 認定こども園 たいよう保育園	園長	ワタナベ つる代 渡邊 ヨ
7	社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会	理事兼事務局長	タカハシ 高橋 オサム 修
8	金ケ崎町幼稚園長会	六原幼稚園園長	チエダ トクミ 千枝 徳三
9	金ケ崎町校長会（小学校）	三ヶ尻小学校校長	ヨシダ タイジ ◎吉田 泰治
10	金ケ崎町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	オノデラ ケンイチ 小野寺 謙一
11	金ケ崎企業クラブ	事務局	チバ マサル 千葉 勝
12	一般公募	-	カシマ マイ 鹿島 麻衣
13	金ケ崎町健康づくり推進協議会	会長	オオギ ヨシアキ 扇 良明
14	青少年育成委員会議	青少年育成委員	サカキ アヤヒト 榊 文仁
15	奥州警察署金ケ崎交番	所長	タムラ カズナリ 田村 一成

第3期 金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：金ケ崎町子育て支援課

〒029-4503 金ケ崎町西根鎗水 53

電 話 0197 (44) 4611

FAX 0197 (44) 4337
